

第3次 紀の川市 地域福祉計画

令和5年度 — 令和9年度

みんなが安心して暮らせる きのかわ
～みんなではぐくむ地域のつながり～



令和5(2023)年3月
紀の川市

はじめに

近年、少子高齢化の進行や家族のあり方の変化、地域におけるつながりの希薄化や新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化など、社会情勢は大きく変動しています。さらには生活困窮やひきこもり、社会的孤立や介護と育児の両立、虐待など地域の福祉課題は多様化・複雑化しています。

また、昨今の自然災害を背景として防災に対する関心も高まっており、災害時の要援護者とされる方々の避難体制の強化やその支援等も重要な課題となっています。

このような課題に対応するためには、行政の取り組みだけでなく、個人や地域での取り組みが重要となります。

地域住民と多様な活動主体がつながることで地域課題を共有し、解決に向けて取り組むことができる地域福祉の機能を一層高めていく必要があります。

本市では、平成30年度に「第2次紀の川市地域福祉計画」を策定し、地域の皆様が住み慣れた地域でいつまでも、安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んでまいりました。

今回策定いたしました「第3次紀の川市地域福祉計画」では、前回の成果や課題をふまえ、新たな課題の解決に取り組むために、前回計画に掲げた基本理念「みんなが安心して暮らせる きのかわ ～みんなではぐくむ地域のつながり～」を継承し、地域福祉を推進してまいります。

さらに、子どもや高齢、障害などの分野や制度の枠を超え、多様化した課題やニーズに対して包括的に取り組む地域共生社会の実現をめざしてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました紀の川市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、また策定に携わられた多くの関係者に心より感謝申し上げます。



令和5（2023）年3月

紀の川市長 岸 本 健

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の目的と背景.....	1
2. 本計画の位置づけ.....	5
3. 本計画の実施期間.....	6
4. 計画の策定体制.....	7
第2章 紀の川市を取りまく現状.....	8
1. 人口・世帯等の状況.....	8
2. 社会資源の状況.....	14
3. 市民アンケート調査結果.....	17
4. 団体アンケート調査結果.....	26
5. 第2次計画の取り組みと課題.....	28
6. 紀の川市の地域福祉における課題.....	35
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
1. 計画の基本理念.....	37
2. 計画の基本目標.....	38
3. SDGsの達成に向けた地域福祉の取り組みの推進.....	39
4. 施策の体系.....	40
第4章 施策の展開.....	42
基本目標1 一人ひとりがつながるまちづくり.....	42
基本目標2 みんなで課題を解決できるまちづくり.....	47
基本目標3 安心して暮らし続けられるまちづくり.....	51
基本目標4 だれにとっても住みやすいまちづくり.....	57
第5章 計画の推進に向けて.....	61
1. 計画の普及・啓発.....	61
2. 計画の推進及び評価・進行管理.....	61
3. 市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進.....	61
4. 県及び国との連携.....	62
資料編.....	63
1. 計画の策定過程.....	63
2. 「紀の川市附属機関の設置等に関する条例」及び「附属機関の組織及び運営に関する 基準を定める規則」.....	64
3. 紀の川市地域福祉計画策定委員名簿.....	66
4. 紀の川市地域福祉計画策定作業部会員名簿.....	67
5. 用語説明.....	69

第1章

地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的と背景

(1) 「地域福祉」の考え方

だれもが住み慣れた地域において、安心していきいきと暮らしていくことを望む一方で、近年の日本では、少子高齢化や単独世帯の増加、高齢者単身世帯が増加しているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響によって人とのつながりが制限されたことも影響し、地域における人と人とのつながりの希薄化が浮き彫りになっており、普段の生活の中で、私たちは様々な困りごとに直面しています。

また、生活困窮者や自殺者の増加、孤立・孤独、虐待などの社会問題、生活構造の変化により多様化・複雑化した個人の福祉ニーズや、現在の福祉制度では対応できない、制度の狭間と呼ばれる課題に対応するための支援が必要となっています。そのため、令和3（2021）年に社会福祉法の一部が改正施行され、生活課題を抱える住民を支援する体制や、住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的に支援することができるよう、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

「地域福祉」とは、以上のような地域の課題に対応するために、住民同士のふれ合い・支え合い・助け合いと行政が提供する福祉サービスが一体となり、困っている人を地域全体で支えようという考え方です。まちで暮らすすべての人が主役となって、住みよいまちづくりの実現に向けた取り組みを進めていくことが必要となっています。

(2) 「地域福祉」の必要性

様々な課題を解決し、子どもから高齢者まですべての人が安心して暮らすためには、公的な福祉サービスの充実だけでなく、「地域福祉」の考え方（自助、互助・共助、公助）が住民に普及したうえで、地域全体で生活課題を解決していく姿勢がつけられることが重要です。

福祉に求めるものは地域ごとに異なり、自分の置かれた状況でも変化していきます。地域福祉では、自分の住んでいる地域をどのようにしたいのか、福祉の水準はどのくらいがいいのか、どうすれば実現するのか、地域に関わるすべての人が主体となって決めていくことが重要です。

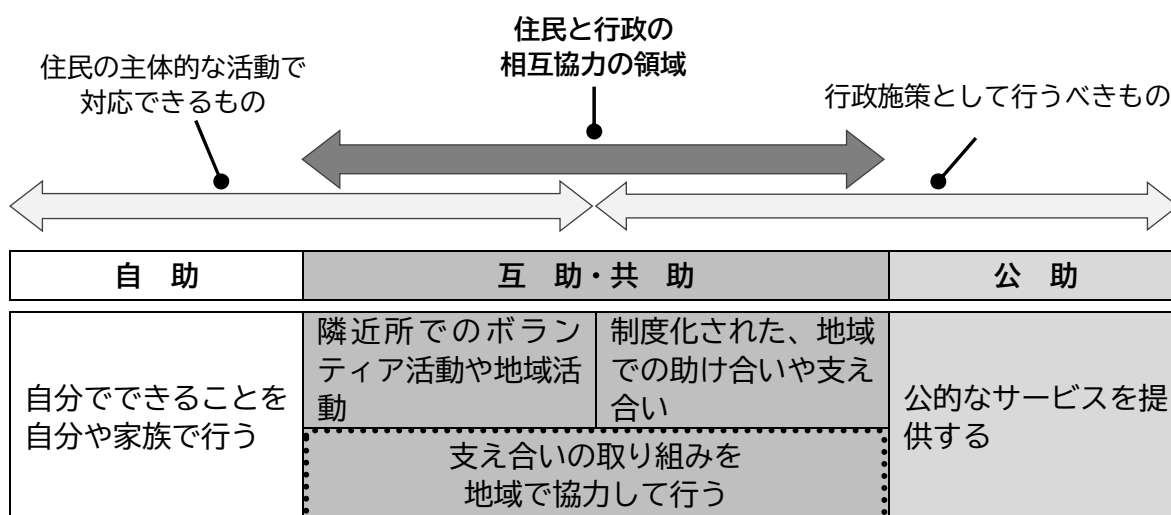
(3) 「自助、互助・共助、公助」の考え方

地域福祉計画を推進していくためには、行政が提供するサービスだけではなく、住民や地域の団体・機関、社会福祉協議会等が、それぞれの役割を自覚し、お互いに連携しながら力を合わせて地域福祉を推進していく関係性を築く必要があります。

以上のような関係性を構築するうえで、重要となってくるのが「自助、互助・共助、公助」の考え方となります。

■自助、互助・共助、公助の考え方とイメージ

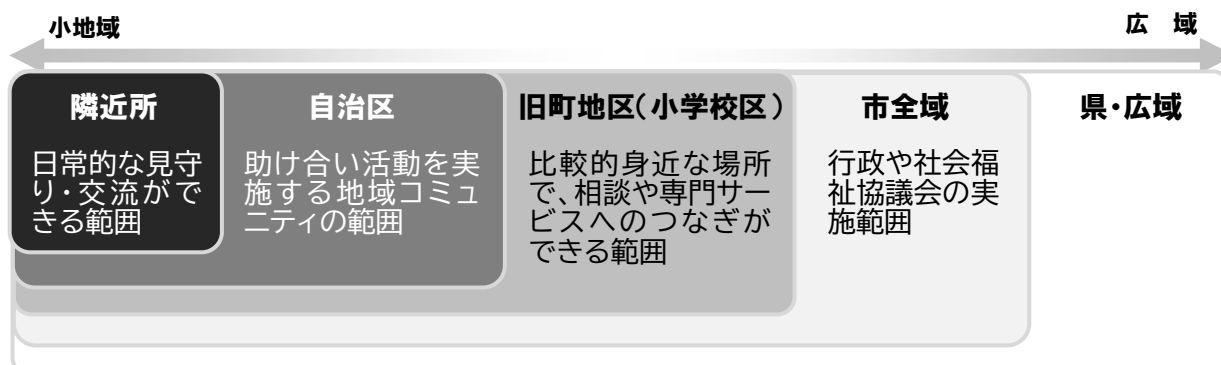
地域には、多種多様な地域生活課題を抱える人が多く暮らしています。課題の内容や受け止め方は、人や暮らしの状況により様々であり、公的なサービスだけで適切に対応することは難しくなっています。それぞれが個人を支える一員として役割を果たし、時には重なり合うことによって、地域に暮らすだけでもが、その人らしい生活を送れるよう、住民と行政が協力して地域づくりを進めていく必要があります。



■紀の川市における地域の範囲

地域福祉を進めていくうえでの「地域」の捉え方は、地域の課題や取り組みの大きさ、範囲によって異なります。

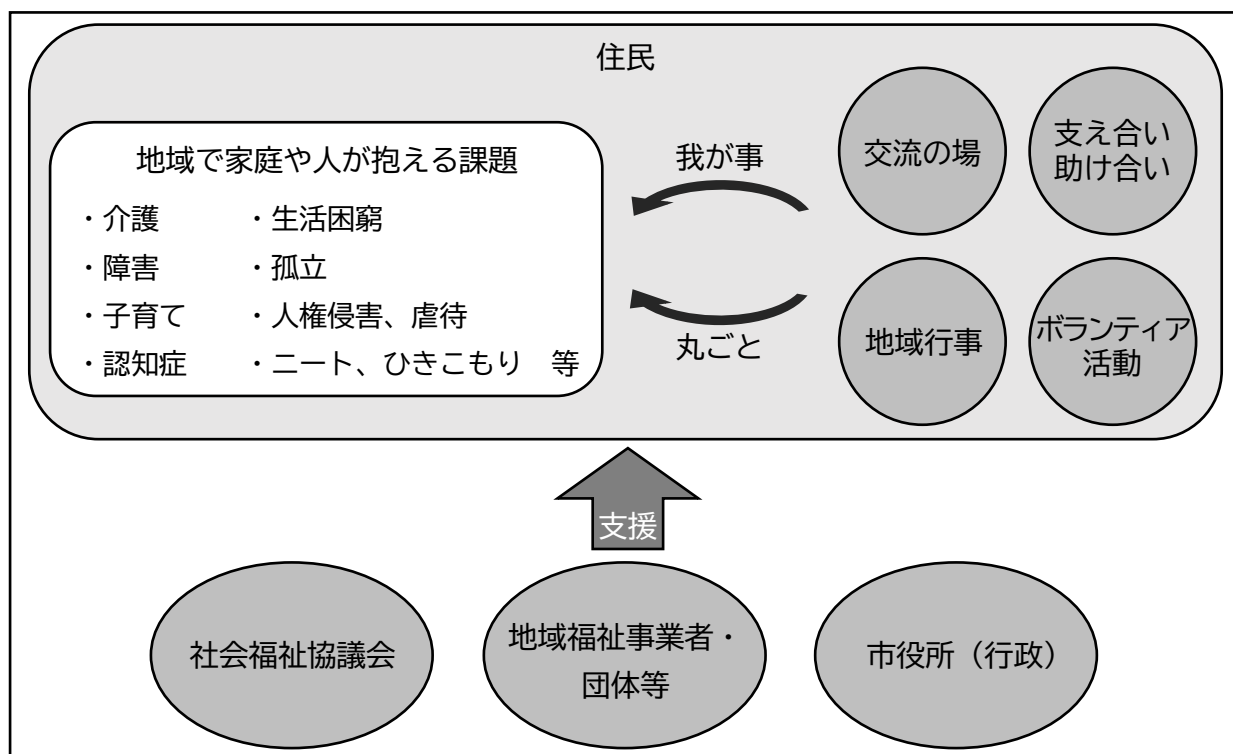
隣近所の最も小さな範囲から、市全域、県・広域まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において取り組みや施策を展開することで、効果的な活動の推進につながります。



(4) 「地域共生社会」の実現に向けて

地域共生社会とは、「支え手側」「受け手側」というこれまでの固定された役割分担意識を超え、住民が地域の課題を我が事として捉え、地域の関係団体等とつながりながら支え合う地域社会のことです。これにより、これまで対応が難しかった「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（既存の制度では対象とならなかった課題）」をはじめ、ちょっとした日常の困りごとに柔軟に対応できるよう取り組まれており、本市においても、市民の交流促進や総合相談体制の検討など、まち全体で支え合うことのできる仕組みづくりを進めていきます。

■「地域共生社会」実現の全体像イメージ



■「持続可能な地域共生社会の実現」

厚生労働省の「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」では、2040年を展望し、85歳以上人口の増加、現役世代（担い手）の急減に対応するため、だれもがより長く元気に活躍できる社会の実現をめざし、次の政策課題を掲げており、支援を必要とする人の増加抑制や支援する人の確保、支援する仕組みの構築が求められています。

多様な就労・社会参加	健康寿命の延伸	医療・福祉サービス改革
【雇用・年金制度改革等】 ■70歳までの就業機会の確保 ■就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援 ■中途採用拡大、副業・兼業促進 ■地域共生・地域の支え合い ■人生100年時代に向けた年金制度改革	【健康寿命延伸プラン】 ①健康無関心層へのアプローチの強化 ②地域・保険者間の格差の解消 ■すべての人の健やかな生活習慣形成等 ■疾病予防・重症化予防 ■介護予防・フレイル対策・認知症予防	【医療・福祉サービス改革プラン】 ■ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革 ■タスクシフティングを担う人材育成、シニア人材の活用推進 ■組織マネジメント改革 ■経営の大規模化・協働化

(5) 紀の川市における地域福祉計画について

本市においては、平成 20 (2008) 年度に「紀の川市地域福祉計画」を策定して以降、平成 25 (2013) 年度の改訂版、平成 30 (2018) 年度の第 2 次計画を経て、本市に住むすべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的として、市民や福祉関係団体の方々などの様々な意見を踏まえ、福祉施策の推進を図ってきました。

一方で、少子高齢化や人口減少をはじめ、介護や子育て世帯、高齢者や障害のある人のいる家庭における課題など、地域では様々な課題が多様化・複雑化しており、それぞれに合った適切な支援やきめ細やかな対応が求められています。

そのため、本市の地域福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らすすべての住民で考え、市民・福祉団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

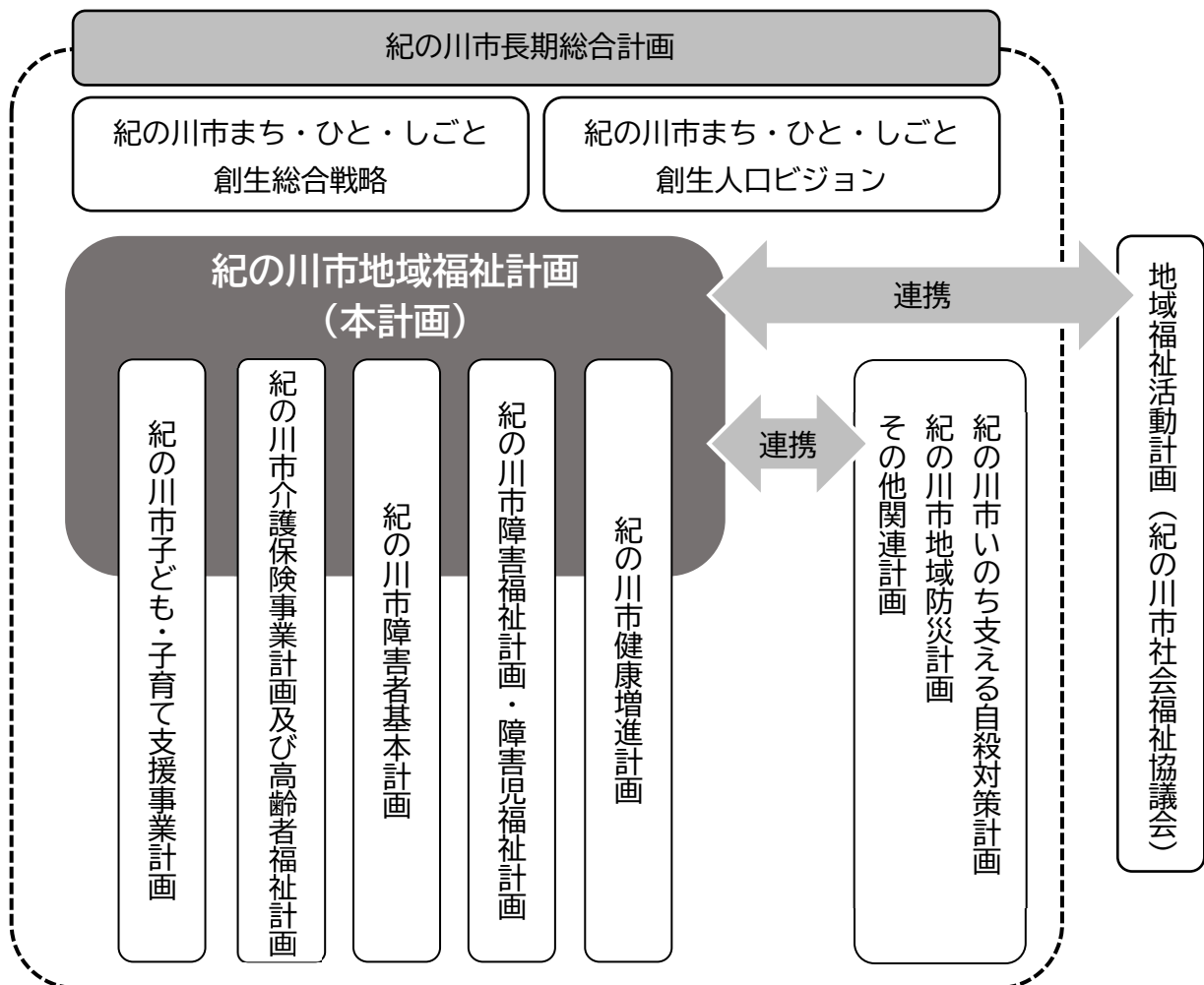
以上の背景において、前回計画における成果や課題を踏まえながら、地域福祉を取りまく新たな課題の解決に取り組むために、今後の本市における地域福祉の方向性を定める「第 3 次紀の川市地域福祉計画」(以下「本計画」とする)を策定しました。



2. 本計画の位置づけ

- ・社会福祉法第107条に規定する市町村計画として位置づけられており、地域福祉を推進していく主役である市民や社会福祉協議会をはじめとする社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取り組みや市の支援策についてまとめています。
- ・上位計画である「紀の川市長期総合計画」や「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」との整合性を図ります。
- ・本市の福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置づけられており、「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」「紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「紀の川市障害者基本計画」「紀の川市障害福祉計画・障害児福祉計画」「紀の川市健康増進計画」等の関連福祉計画も踏まえ、総合的な地域福祉を推進していきます。
- ・紀の川市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも連携・整合を図り、地域における福祉の理念を共有していきます。

■紀の川市における各種計画との関係性



3. 本計画の実施期間

本計画は令和5年度（2023年4月）から令和9年度（2028年3月）までの5年間を計画期間とします。また、変化する社会情勢への対応などを図るため、計画期間中であっても随時必要な見直しを行うものとしています。

■関連計画の実施期間

令和	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
西暦	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
長期総合計画	第2次				第3次
地域福祉計画 (本計画)	第3次紀の川市地域福祉計画				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第3次				
子ども・子育て 支援事業計画	第2期		第3期		
介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画	第8期	第9期			第10期
障害者基本計画	第2次				第3次
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第6期 第2期	第7期 第3期			第8期 第4期
健康増進計画	第2次	第3次			
いのち支える 自殺対策計画	第1次		第2次		
地域防災計画	改訂版				

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題及び市民のニーズを把握するために、市内在住の18歳以上の方を対象とした「市民アンケート調査」を実施しました。

(2) 団体アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、地域団体・組織の運営や活動を通じてみえる地域の課題や特性、地域福祉に対する考え方や要望などを把握することを目的として実施しました。

(3) 各種会議の実施

計画内容の検討にあたっては、庁内関係課及び社会福祉協議会によって構成される「紀の川市地域福祉計画策定作業部会」で検討したのち、学識経験者や地域の活動団体、公募市民等によって構成される「紀の川市地域福祉計画策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、市民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。

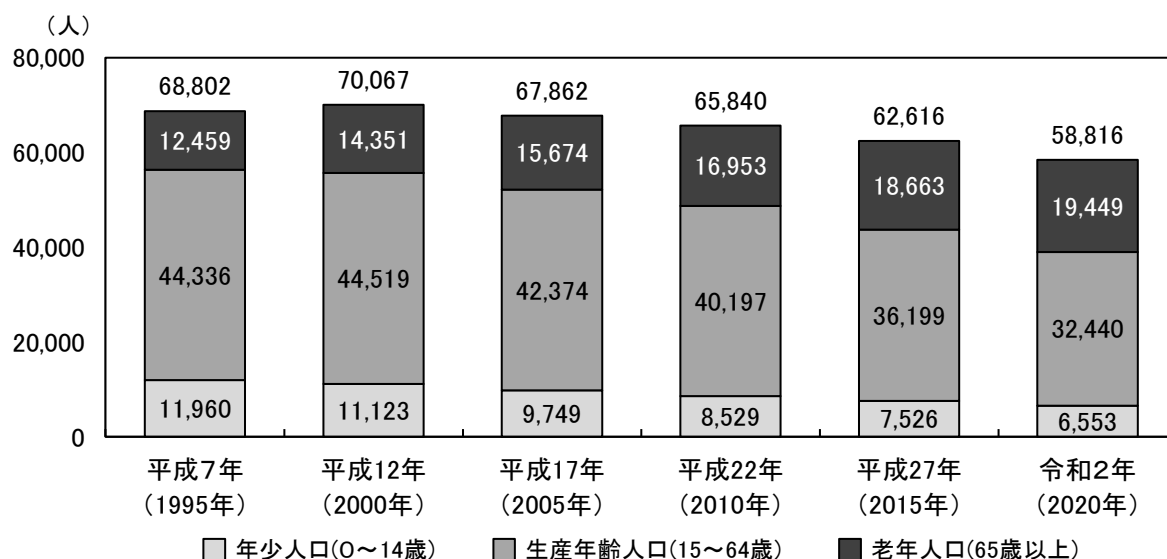


第2章 紀の川市を取りまく現状

1. 人口・世帯等の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、令和2（2020）年時点では58,816人となっており、平成27（2015）年より3,800人減少しています。老年人口（65歳以上）が増加している一方で、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。

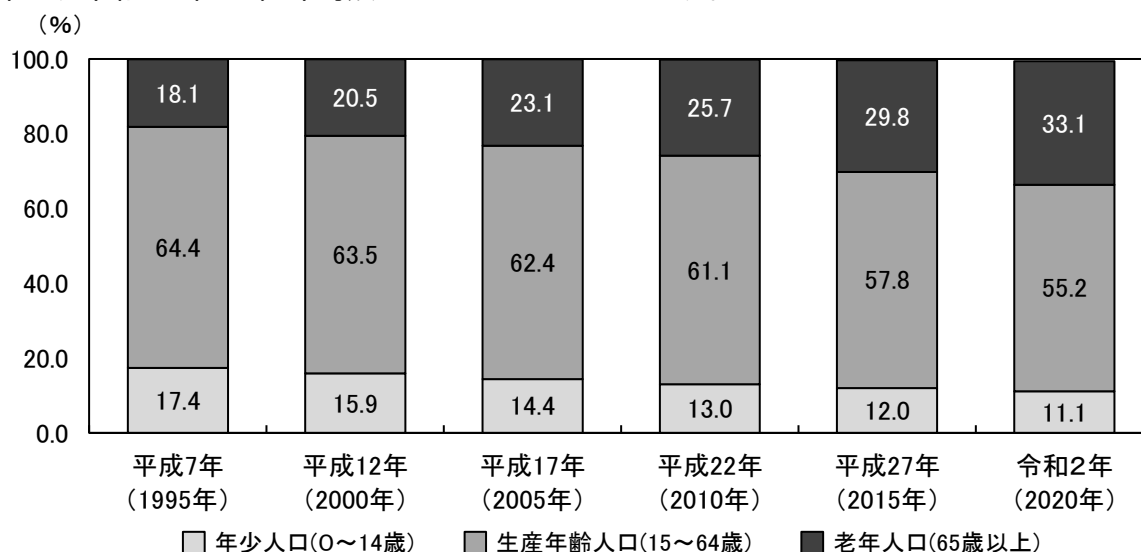


※年齢不詳を含むため、内訳の合計は総人口と一致しない。

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(2) 年齢3区分別人口の割合

年齢3区分別人口を割合別で見ると、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて、年少人口（0～14歳）は0.9ポイント、生産年齢人口（15～64歳）は2.6ポイント減少している一方で、老年人口（65歳以上）は3.3ポイント増加しています。なお、本市における高齢化率は、令和2（2020）年時点で33.1%となっています。

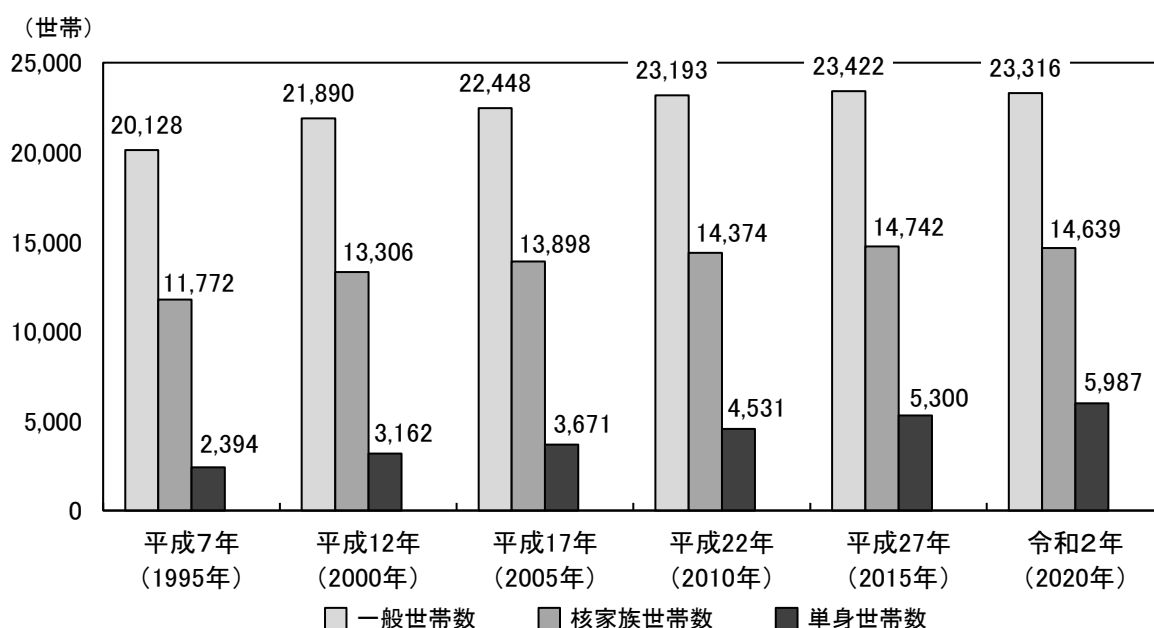


※年齢不詳を含むため、内訳の合計は100%未満となる。

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(3) 世帯数の推移

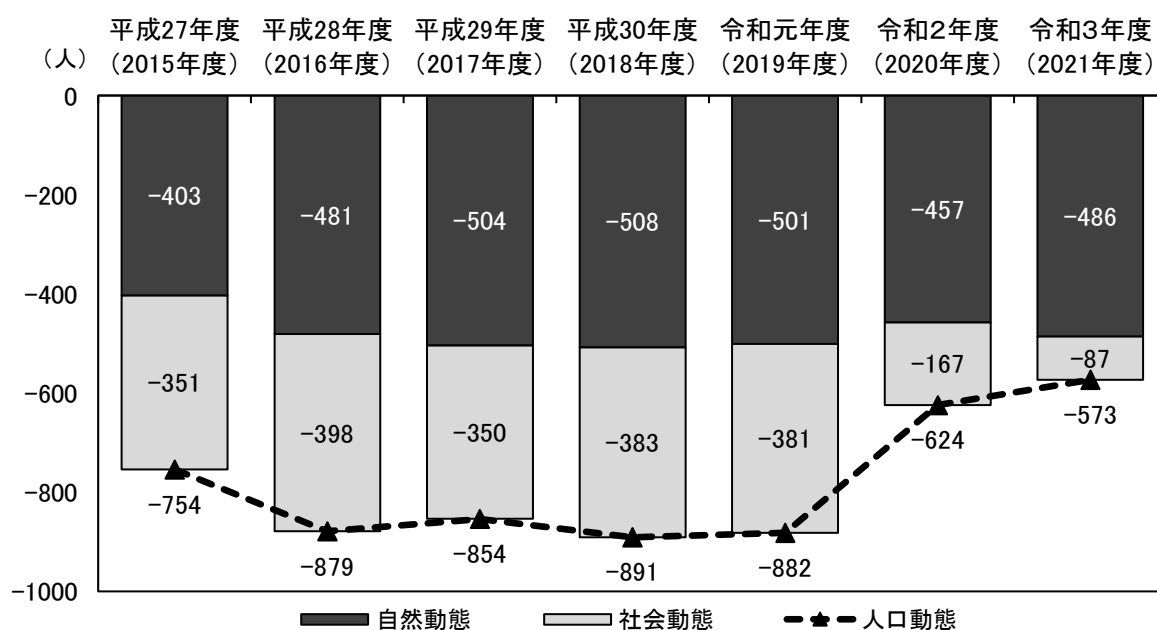
平成 27(2015)年まで、一般世帯数・核家族世帯数は増加傾向にありましたが、平成 27(2015)年より、一般世帯数は 106 世帯、核家族世帯数は 103 世帯減少しています。一方で単身世帯数は平成 7 (1995) 年から令和 2 (2020) 年にかけて増加し続けています。



資料:国勢調査(各年 10月1日時点)

(4) 自然動態及び社会動態

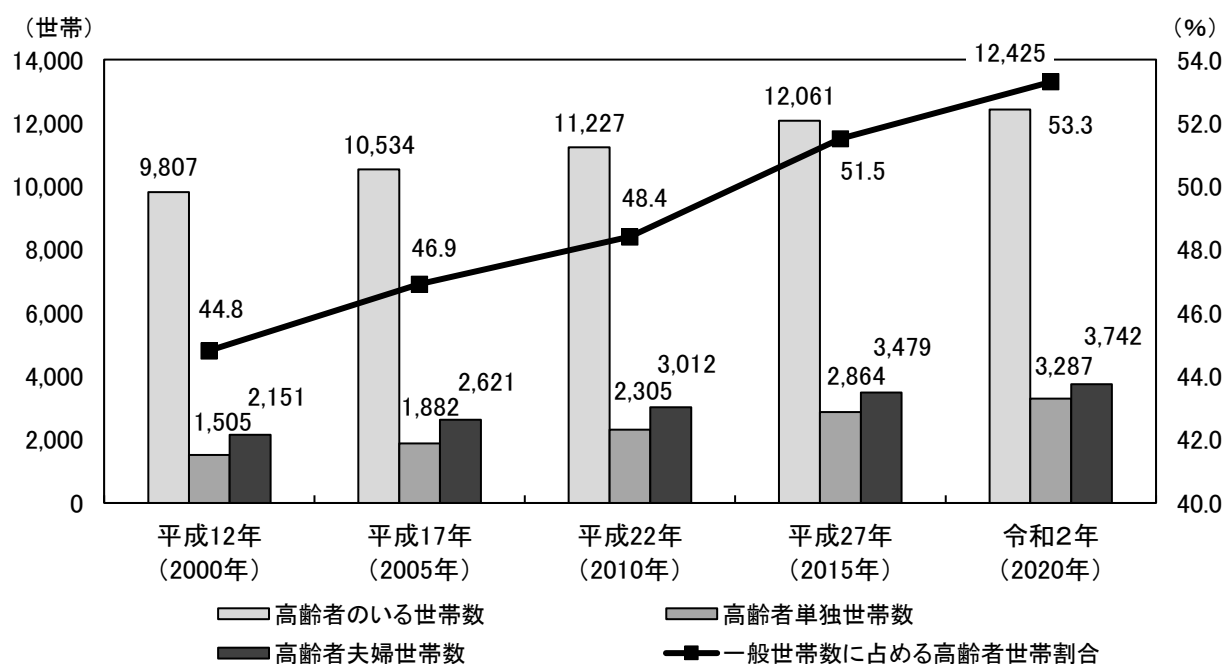
出生数と死亡数の差による自然動態は、死亡数が出生数を上回っており、各年度マイナスとなっています。また、転入者数と転出者数の差による社会動態についても、転出者数が転入者数を上回っており、各年度マイナスとなっています。



資料:紀の川市人口報告集計(各年度3月末時点)

(5) 高齢者世帯数の推移

高齢者単独世帯数、高齢者夫婦世帯数はともに増加傾向にあり、平成27(2015)年より高齢者単独世帯数は423世帯、高齢者夫婦世帯は263世帯増加しています。また、令和2(2020)年時点の一般世帯数に占める高齢者世帯割合は53.3%となっています。

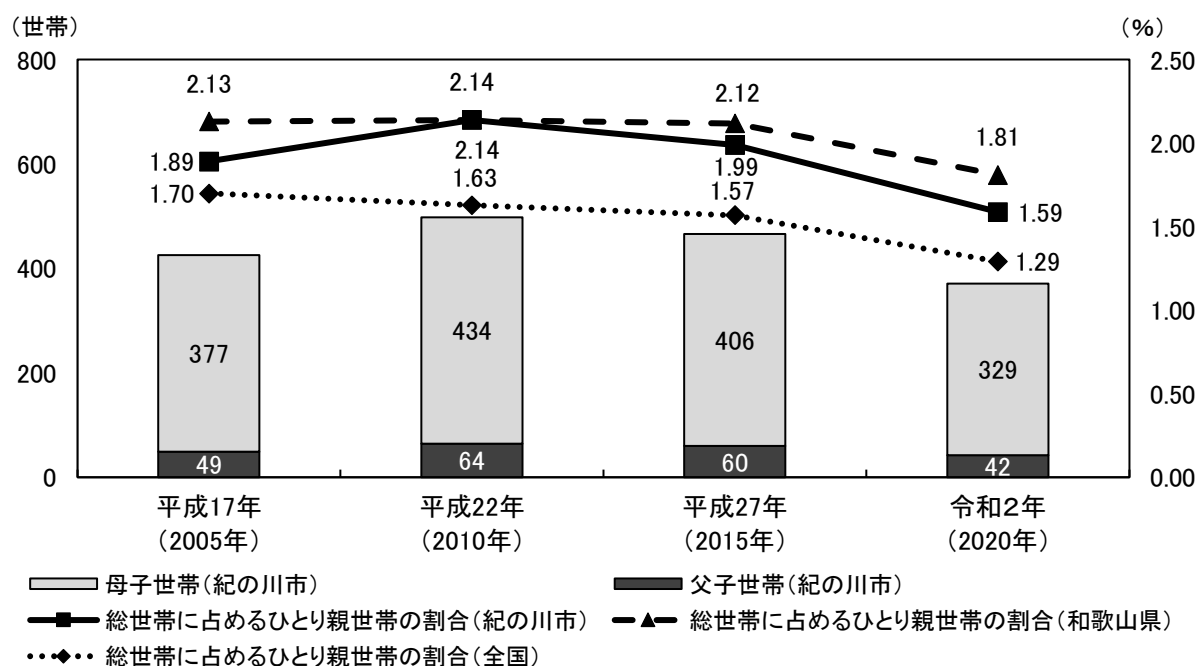


資料:国勢調査(各年10月1日時点)

(6) ひとり親世帯数の推移

令和2(2020)年のひとり親世帯数は371世帯となっており、父子世帯が42世帯であるのに対し、母子世帯は329世帯と8倍近く多くなっています。

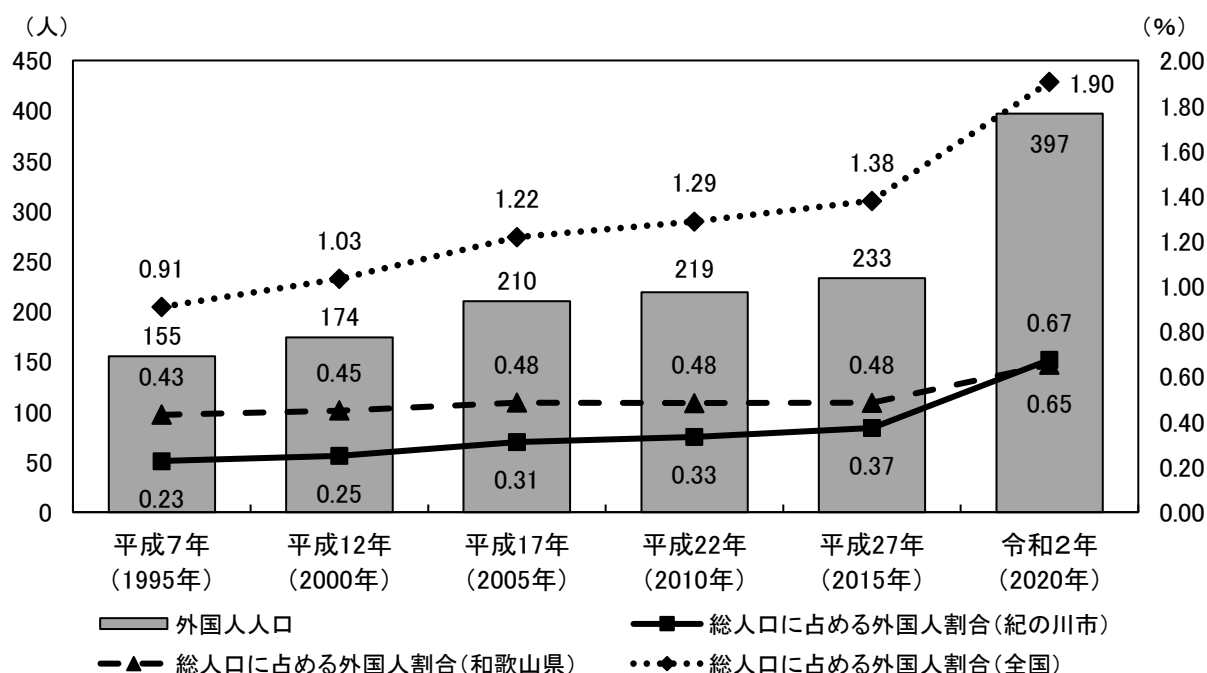
紀の川市の総世帯に占めるひとり親世帯の割合は、平成22(2010)年から減少傾向にありますが、全国の割合を上回る数値で推移しています。



資料:国勢調査(各年10月1日時点)

(7) 外国人人口の推移

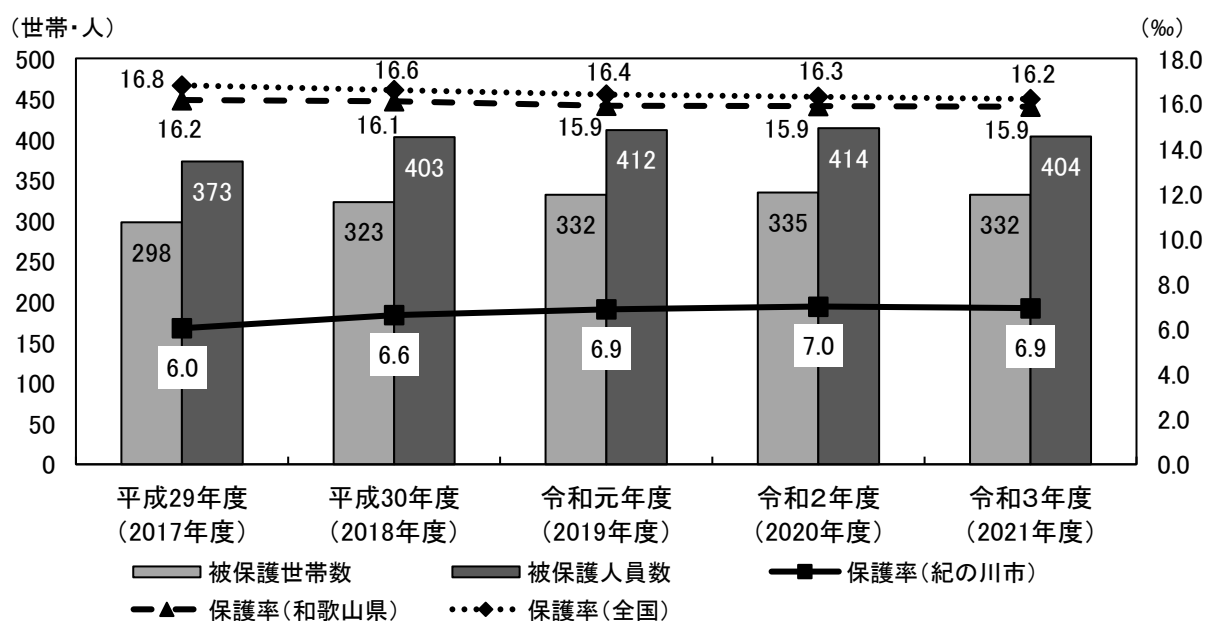
外国人人口は、平成7(1995)年から増加し続けており、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけては164人増加し、397人となっています。また、令和2(2020)年の総人口に占める外国人割合は、紀の川市が和歌山県を上回っています。



資料:国勢調査(各年10月1日時点)

(8) 生活保護世帯・人員の推移

保護世帯数・保護人員数・保護率は、令和2(2020)年度をピークとして、令和3(2021)年度から減少に転じています。保護率を県や全国と比較すると、低い数値となっています。

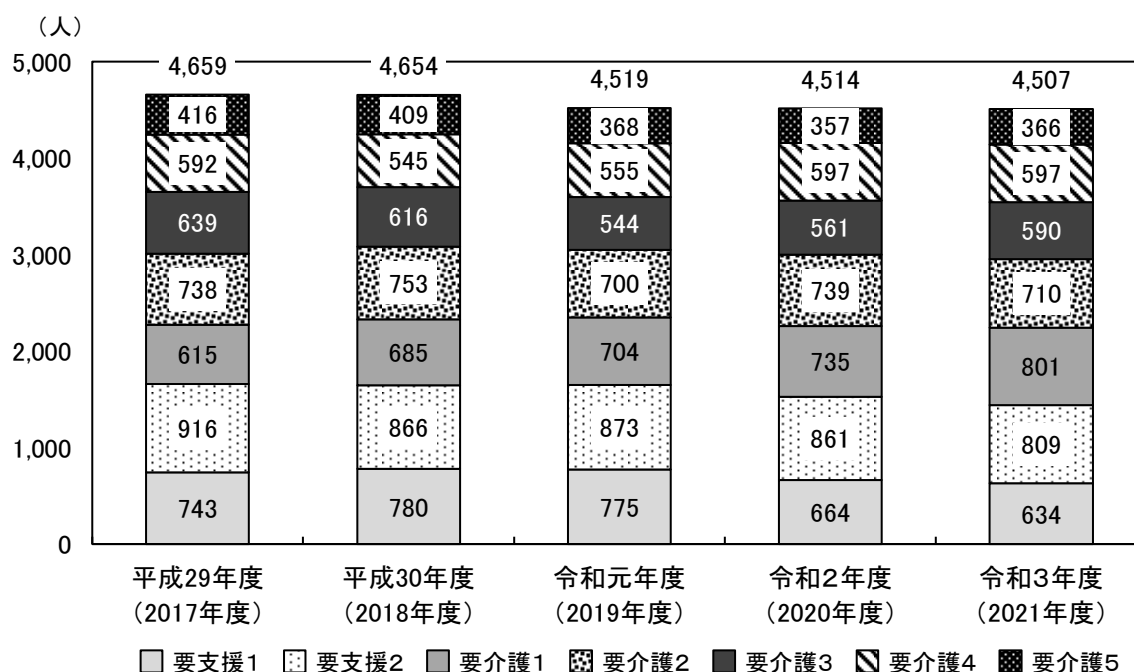


※保護率は‰(パーミル)で表記しています。人口1,000人あたりの人数です。

資料:紀の川市・和歌山県 社会福祉課調べ(各年度3月末時点)
 全国 厚生労働省(被保護者調査) 総務省統計局(10月1日現在推計人口)

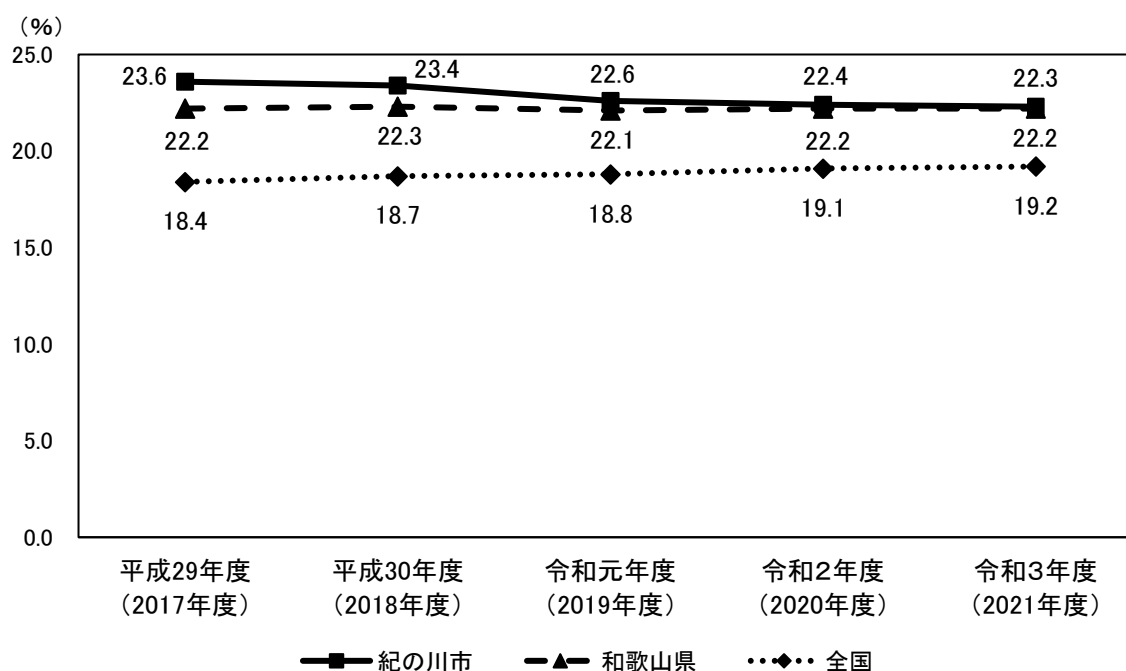
(9) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の状況については、令和元（2019）年度から減少傾向にあります。要介護度別では「要支援2」が最も多く、令和3（2021）年度時点では全体の17.9%を占めています。



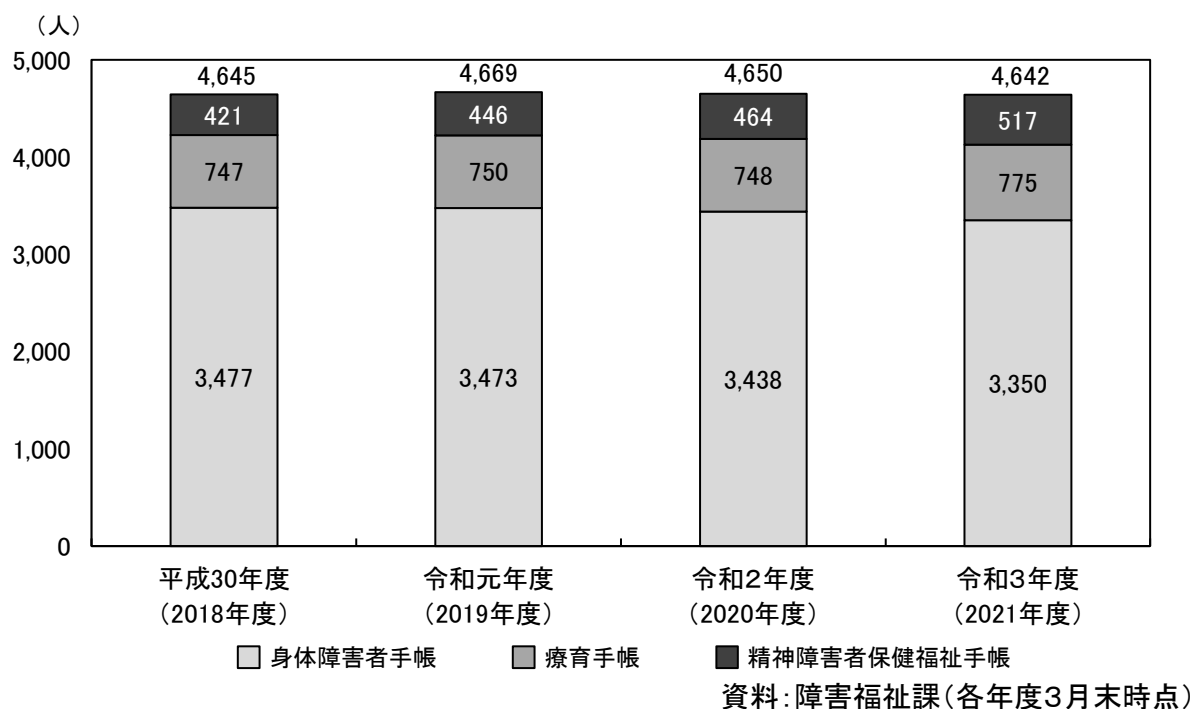
(10) 要支援・要介護認定率の推移

要支援・要介護認定率の推移については、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度にかけて減少傾向となっており、令和3（2021）年度は22.3%となっています。紀の川市の認定率は、和歌山県や全国を上回って推移しています。



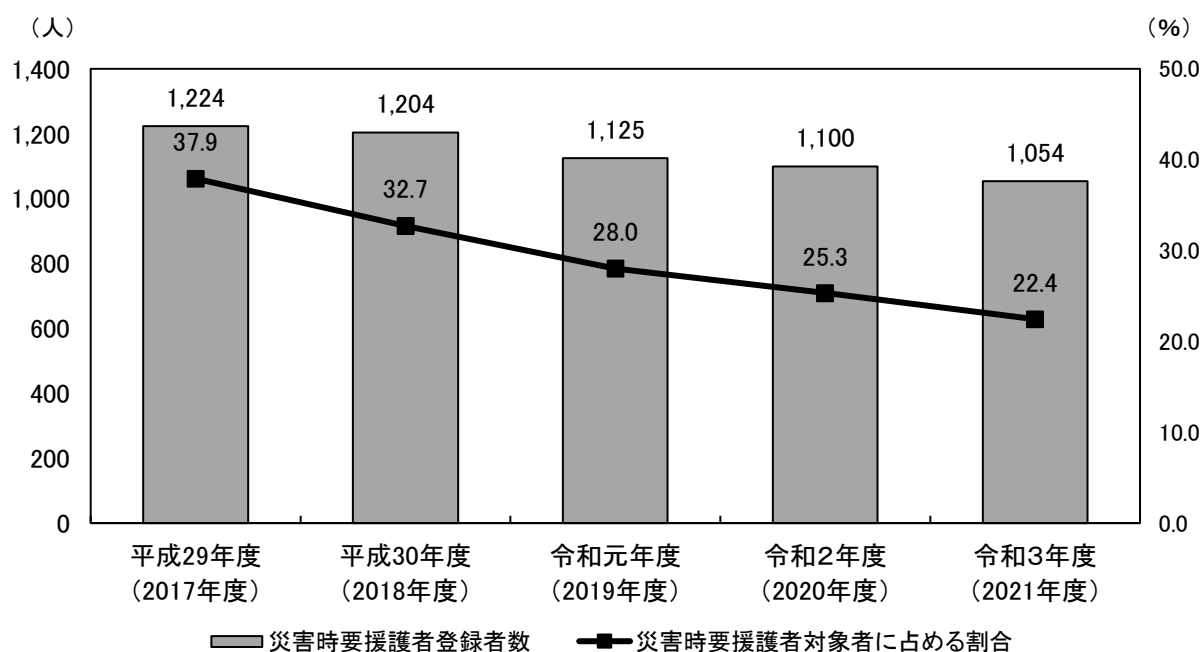
(11) 障害のある人の状況

障害のある人を所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は平成30(2018)年度から令和3(2021)年度にかけて減少し続けています。一方で精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加し続けています。また、療育手帳所持者数は増減を繰り返しています。



(12) 災害時要援護者登録者数の推移

災害時要援護者登録者数は、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度にかけて減少し続けています。また、災害時要援護者対象者に占める割合も減少しています。



※災害時要援護者対象者は、要介護認定3～5を受けている人、身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者、難病患者、その他家族構成等を考慮し必要とする人です。

資料: 高齢介護課(各年度3月末時点)

2. 社会資源の状況

(1) 活動団体数

活動団体数については、ボランティアグループが平成28(2016)年から令和4(2022)年にかけて7団体増加していますが、認証NPO法人は2団体減少しています。

単位: 団体

項目	団体数		
	平成25年 (2013年)	平成28年 (2016年)	令和4年 (2022年)
ボランティアグループ	56	57	64
認証NPO法人	18	17	15
シルバー人材センター	1	1	1

令和4(2022)年4月1日時点

(2) 地区別世帯数と自主防災組織の整備状況

令和3(2021)年度時点で、市全体に26,691世帯あり、そのうち23,521世帯において自主防災組織が整備されており、整備率は88.1%となっています。特に貴志川地区、桃山地区で整備が進んでおり、整備率はそれぞれ100.0%、93.4%となっています。

単位: 世帯

地区名	世帯数 (令和4(2022)年 3月現在)	自主防災組織整備状況		
		平成27年度 (2015年度)	令和3年度 (2021年度)	整備率
打田地区	6,975	5,108	5,918	84.8%
粉河地区	5,408	3,540	3,972	73.4%
那賀地区	3,037	1,883	2,555	84.1%
桃山地区	2,944	2,752	2,749	93.4%
貴志川地区	8,327	7,617	8,327	100.0%
合計	26,691	20,900	23,521	88.1%

資料: 令和3(2021)年度紀の川市自主防災組織整備状況 令和4(2022)年3月現在

(3) 相談支援の状況

①地域の相談支援拠点

妊産婦や乳幼児、児童、高齢者、障害児者などの分野に関する相談窓口は、令和3（2021）年度において「子育て支援センター」が3箇所、「子育て世代包括支援センター」が1箇所、「社会福祉協議会」が1団体、「地域包括支援センター」が1箇所、「基幹相談支援センター」が1箇所となっています。

単位：箇所、団体

項目	箇所数・団体数			詳細
	平成25年度 (2013年度)	平成28年度 (2016年度)	令和3年度 (2021年度)	
子育て支援センター	3	3	3	那賀、桃山、打田
子育て世代包括支援センター	—	—	1	平成30(2018)年度から
社会福祉協議会	1	1	1	本所(桃山) 支所(打田、粉河、那賀、桃山、貴志川)
地域包括支援センター	1	1	1	平成25(2013)年度から市直営へ
基幹相談支援センター	1	1	1	委託

令和3(2021)年4月1日時点

②相談支援事業における相談件数

子育て世代包括支援センターの相談支援件数は令和元（2019）年度の869件に対して令和2（2020）年度では1,143件、令和3（2021）年度では1,568件となっており、令和元（2019）年度と比較して699件の増加となっています。また、生活困窮者自立相談支援件数は令和元（2019）年度の10件に対して、令和2（2020）年度では218件、令和3（2021）年度では195件となっており、大幅に増加しています。

単位：件

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
地域包括支援センター	地域包括支援センターの相談件数	6,772	6,786	6,469
障害福祉課	障害者相談支援事業の相談件数	7,774	6,608	8,939
こども課	子育て世代包括支援センターの相談支援件数	869	1,143	1,568
社会福祉課	生活困窮者自立相談支援件数	10	218	195

※すべて延べ件数を掲載しています。

資料：紀の川市(各年度)

(4) 活動・交流拠点の利用・参加者数

令和元（2019）年度から令和3（2021）年度にかけて、通いの場の箇所数は増加している一方で、参加者数は減少しています。令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけて、地域活動支援センター利用者数、地域子育て支援拠点等利用者数はともに、大幅に減少していますが、令和3（2021）年度にはともに増加に転じており、地域活動支援センター利用者数においては令和元（2019）年度と同水準の人数まで増加しています。

単位：箇所、人

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
高齢介護課	通いの場の箇所数	115	120	122
高齢介護課	通いの場の参加者数	5,916	3,464	2,658
障害福祉課	地域活動支援センター利用者数	6,223	1,937	6,024
こども課	地域子育て支援拠点等利用者数	12,216	3,858	4,270

※「通いの場の参加者数」「地域活動支援センター利用者数」「地域子育て支援拠点等利用者数」については延べ人数を掲載しています。

資料：紀の川市（各年度）

(5) 地域巡回バス等の年間利用者数

地域巡回バス利用者数は、平成30（2018）年度の38,899人に対して令和3（2021）年度には26,161人となっており、12,738人の減少となっています。また、紀の川コミュニティバス利用者は、平成30（2018）年度の33,274人に対して令和3（2021）年度には20,120人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、13,154人の減少となっています。

単位：人、%

項目		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
地域巡回バス	粉河那賀路線	16,171	14,524	11,010	10,024
	桃山路線	13,493	12,141	9,293	9,426
	貴志川路線	9,235	8,769	6,741	6,711
	合計	38,899	35,434	27,044	26,161
	前年比(%)	96.5	91.1	76.3	96.7
紀の川コミュニティバス	東回り(右回り)コース	16,661	15,073	11,676	9,663
	西回り(左回り)コース	16,613	16,801	12,333	10,457
	合計	33,274	31,874	24,009	20,120
	前年比(%)	101.2	95.8	75.3	83.8

資料：紀の川市地域巡回バス輸送実績、紀の川コミュニティバス利用実績（令和4（2022）年4月時点）

3. 市民アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

■調査目的

本調査は、本計画策定のための基礎資料として、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、福祉に対する意識や地域における活動の参加状況などを把握することを目的として実施しました。

■調査結果概要

- 調査対象者：紀の川市在住の18歳以上の方
- 調査期間：令和3（2021）年10月11日～令和3（2021）年11月15日
- 調査方法：調査票による本人記入方式
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

■回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
1,500	601	40.1%

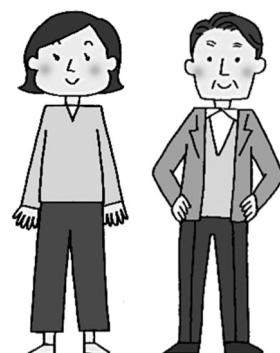
～「(2) 調査結果」(18～25 ページ) の見方～

※「前回調査」は平成28（2016）年に実施した調査結果です。

※回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

※複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

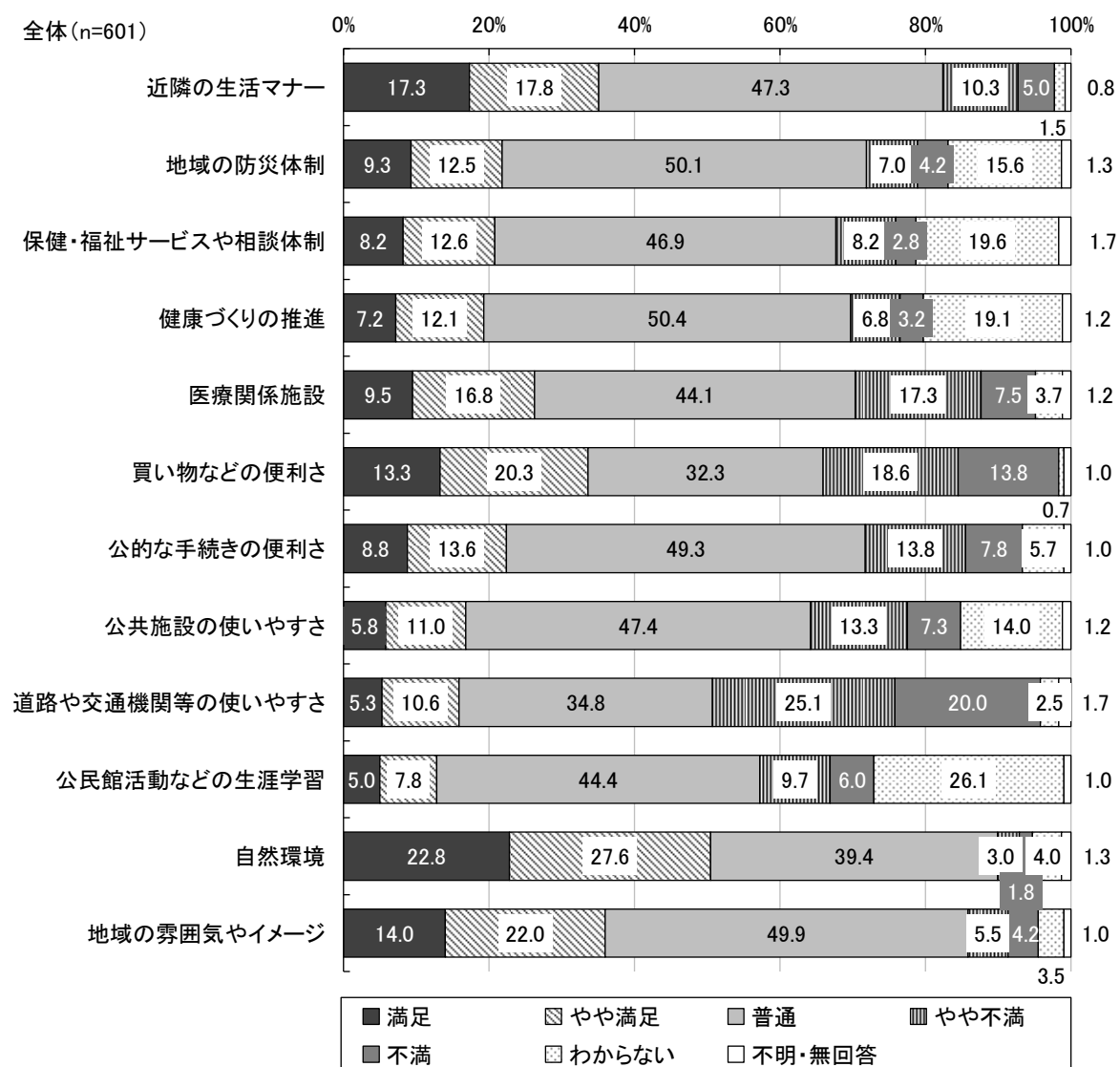
※図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。



(2) 調査結果

① 地域の暮らしやすさ

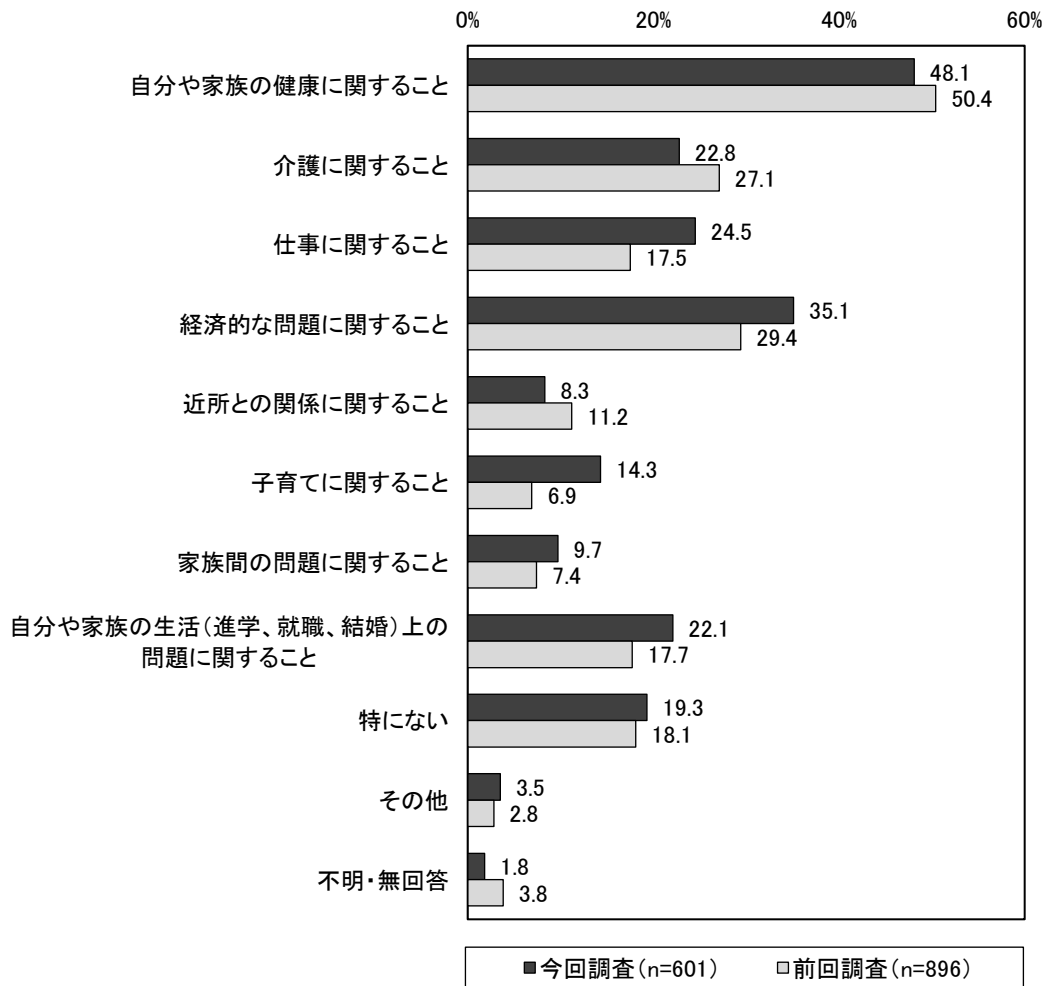
地域の暮らしやすさの満足度についてみると、【買い物などの便利さ】の『満足度』（「満足」と「やや満足」の合計）は33.6%と高くなっている一方で、【道路や交通機関等の使いやすさ】は『不満度』（「やや不満」と「不満」の合計）が45.1%と高くなっています。



② 暮らしの中での不安

暮らしの中での不安についてみると、【自分や家族の健康に関すること】は48.1%と最も高くなっています。

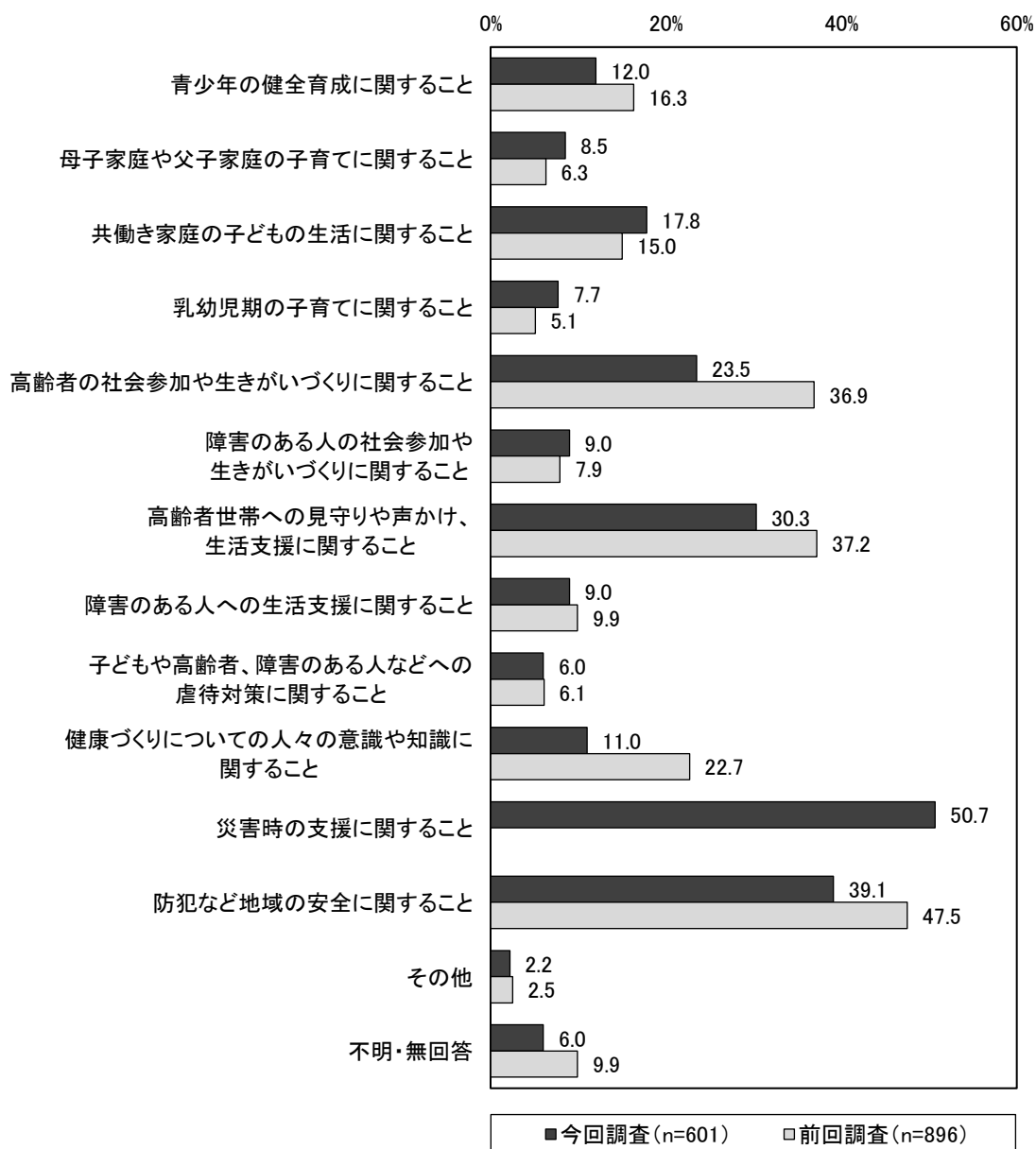
前回調査と比較すると、【仕事に関すること】【子育てに関すること】がそれぞれ7.0ポイント、7.4ポイント高くなっています。



③ 地域において取り組むべき課題

地域において取り組むべき課題についてみると、【災害時の支援に関すること】が50.7%と最も高くなっています。

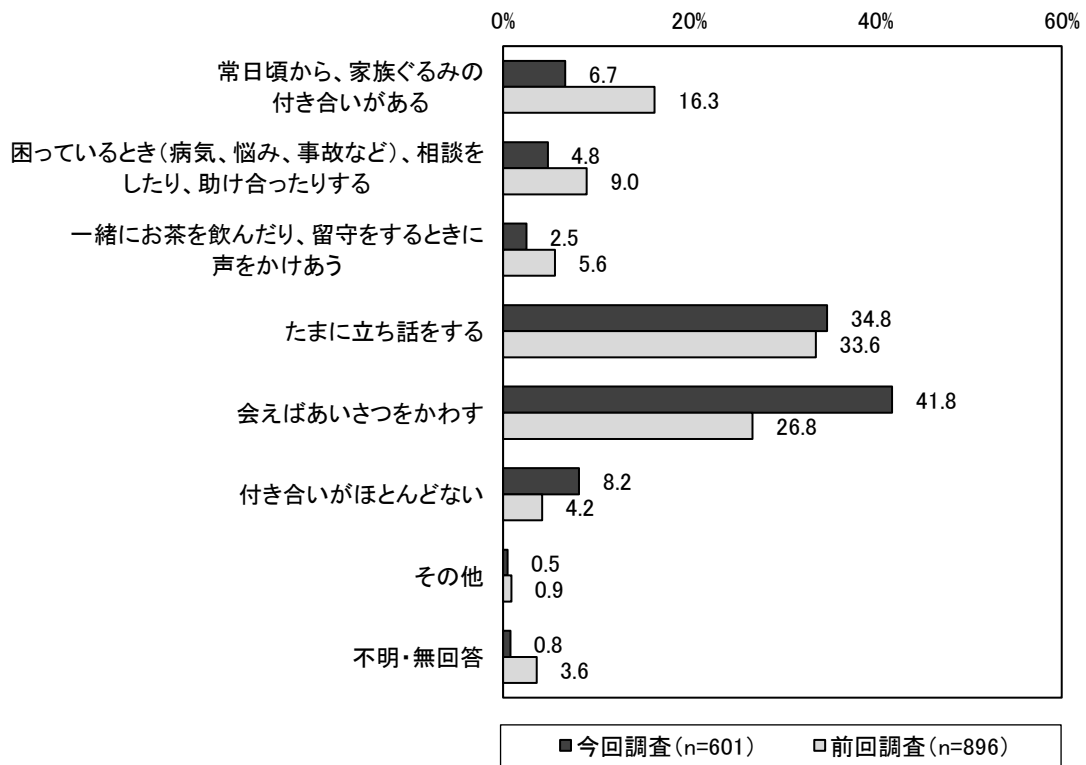
前回調査と比較すると、【高齢者の社会参加や生きがいづくりに関すること】【健康づくりについての人々の意識や知識に関すること】がそれぞれ13.4ポイント、11.7ポイント低くなっています。



④ 近所の人との付き合い

近所の人との付き合いについてみると、【会えばあいさつをかわす】が41.8%と最も高くなっています。

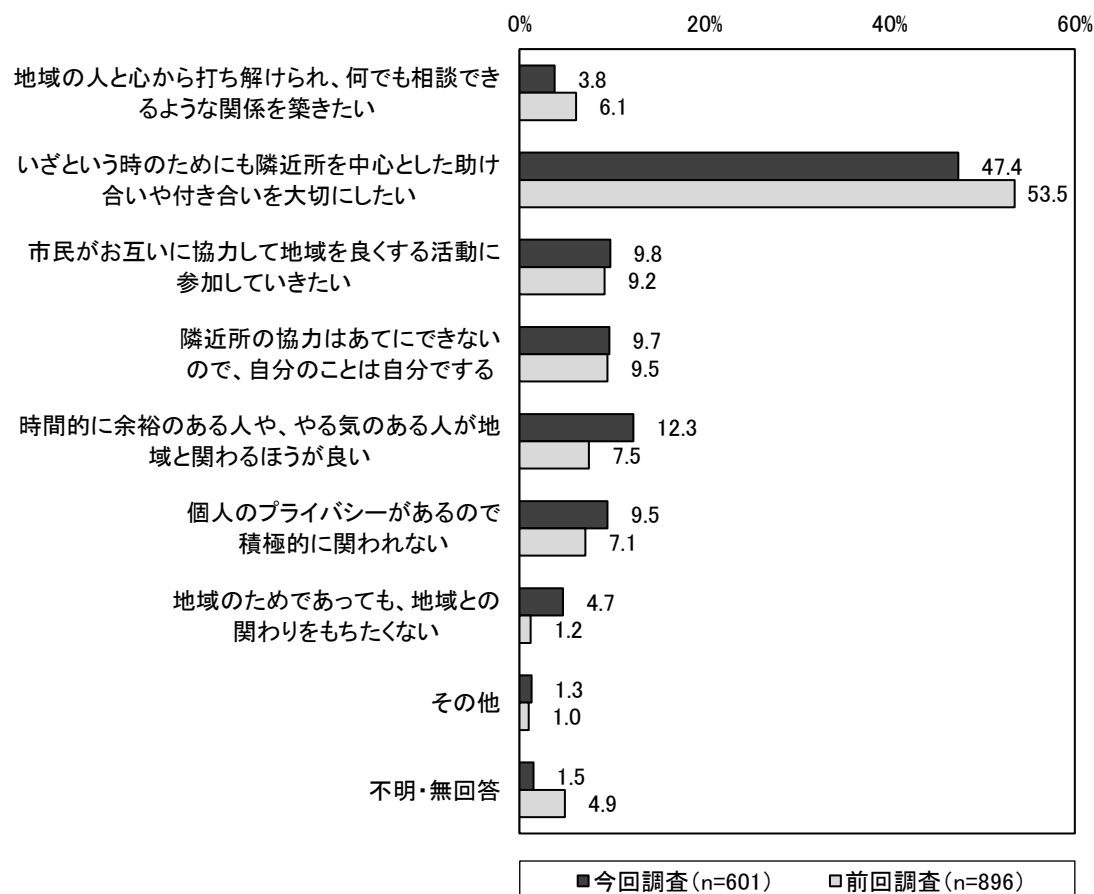
前回調査と比較すると、【会えばあいさつをかわす】が15.0ポイント高く、【常日頃から、家族ぐるみの付き合いがある】が9.6ポイント低くなっています。



⑤ 地域との関わりに対する考え方

地域との関わりに対する考え方についてみると、【いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい】が47.4%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、【いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい】が6.1ポイント低くなっています。

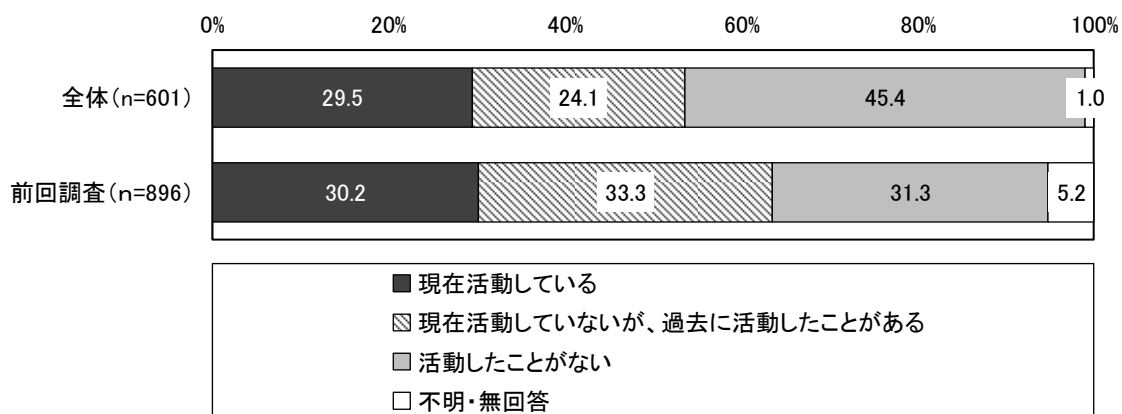


⑥ 地域活動・ボランティア活動への参加状況について

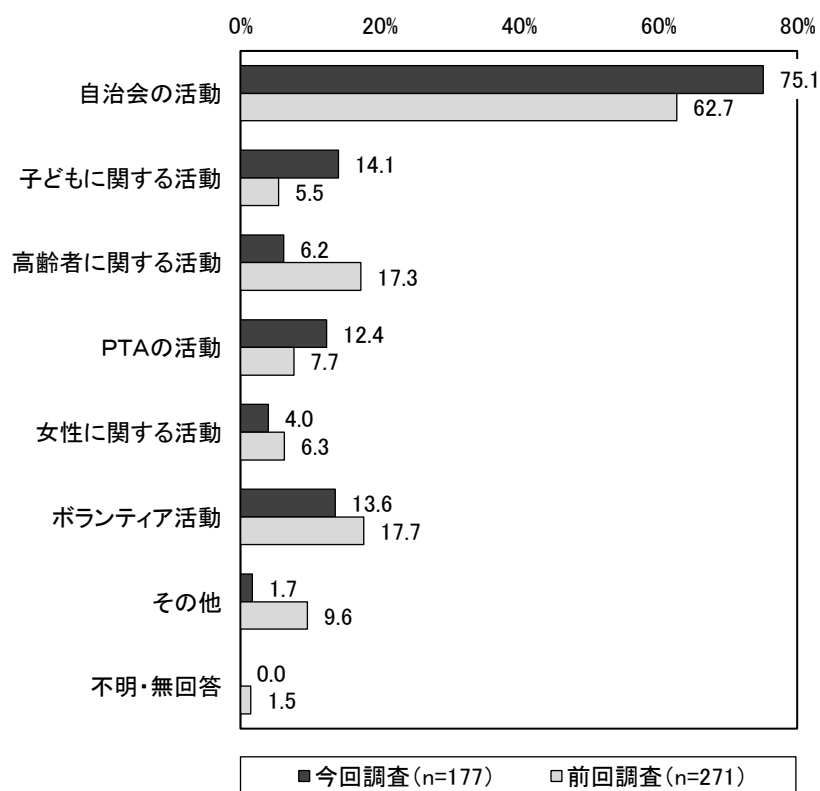
地域活動やボランティア活動への参加状況についてみると、【活動したことがない】が45.4%と最も高くなっています。

また、実際に参加している活動の内容についてみると、【自治会の活動】が75.1%と最も高くなっています。一方で、【高齢者に関する活動】は前回調査よりも大きく減少しています。

●地域活動等の参加状況

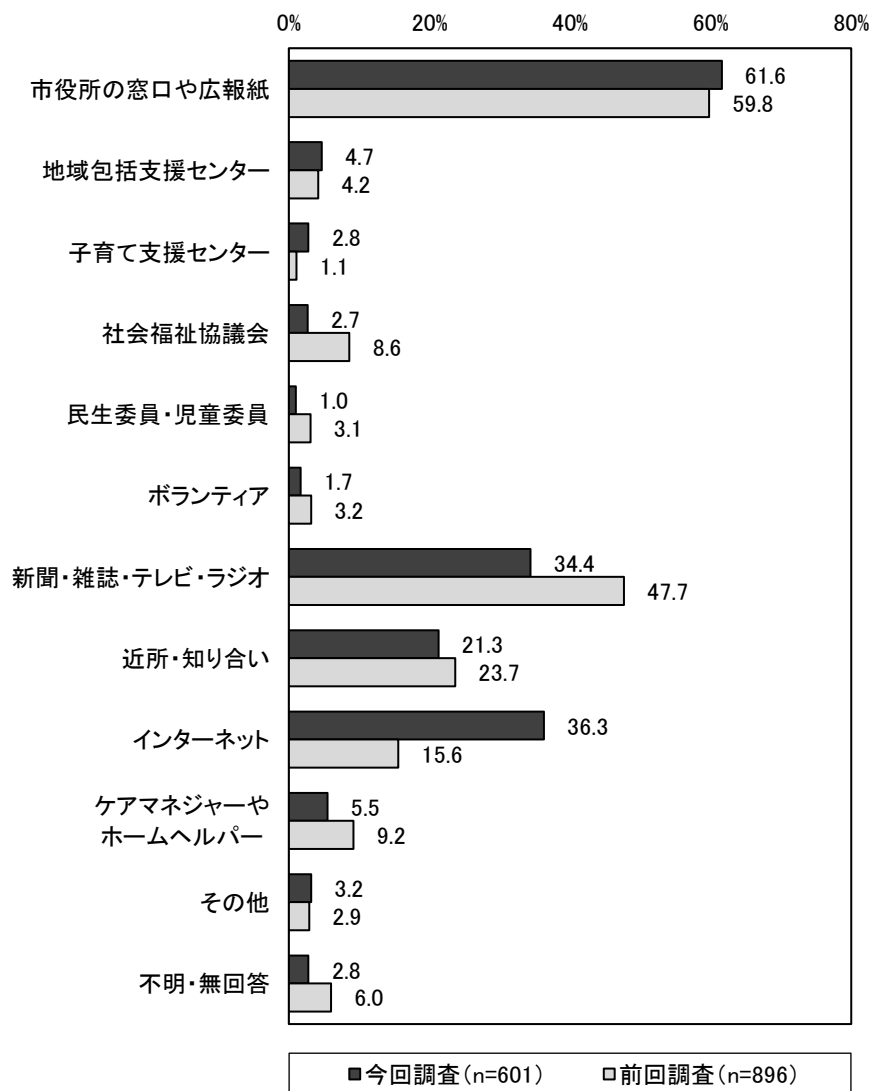


●参加している地域活動等の内容



⑦ 情報の入手手段

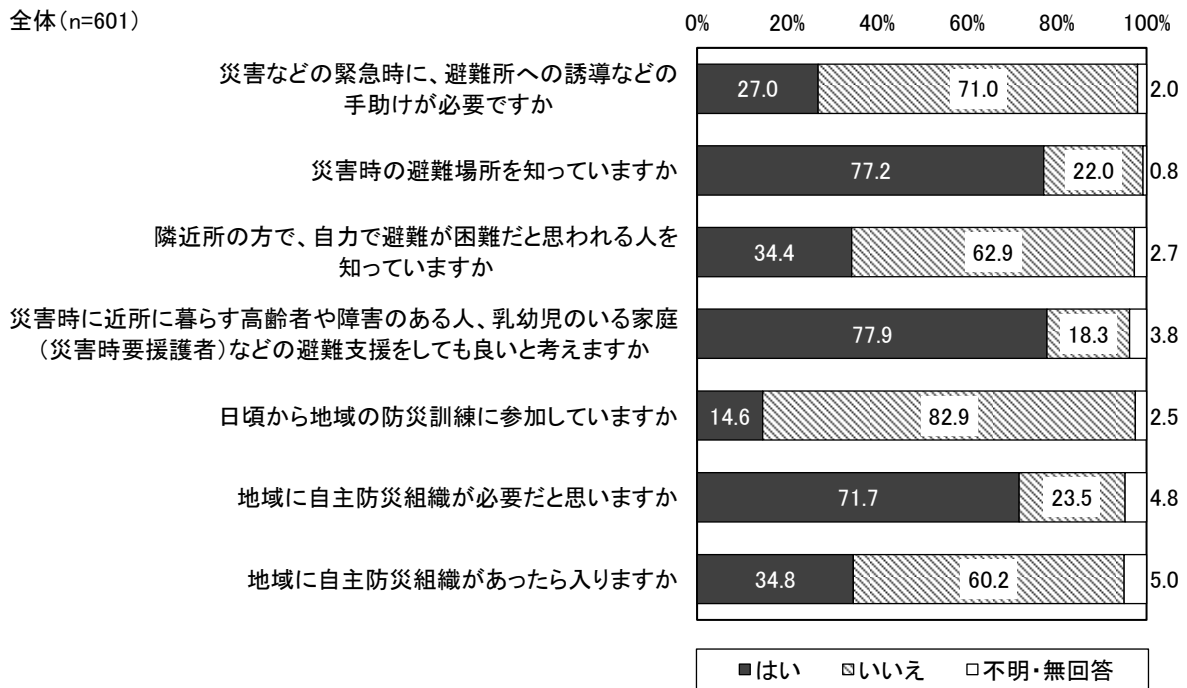
情報の入手手段についてみると、【市役所の窓口や広報紙】が61.6%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、【インターネット】が20.7ポイント高く、【新聞・雑誌・テレビ・ラジオ】が13.3ポイント低くなっています。



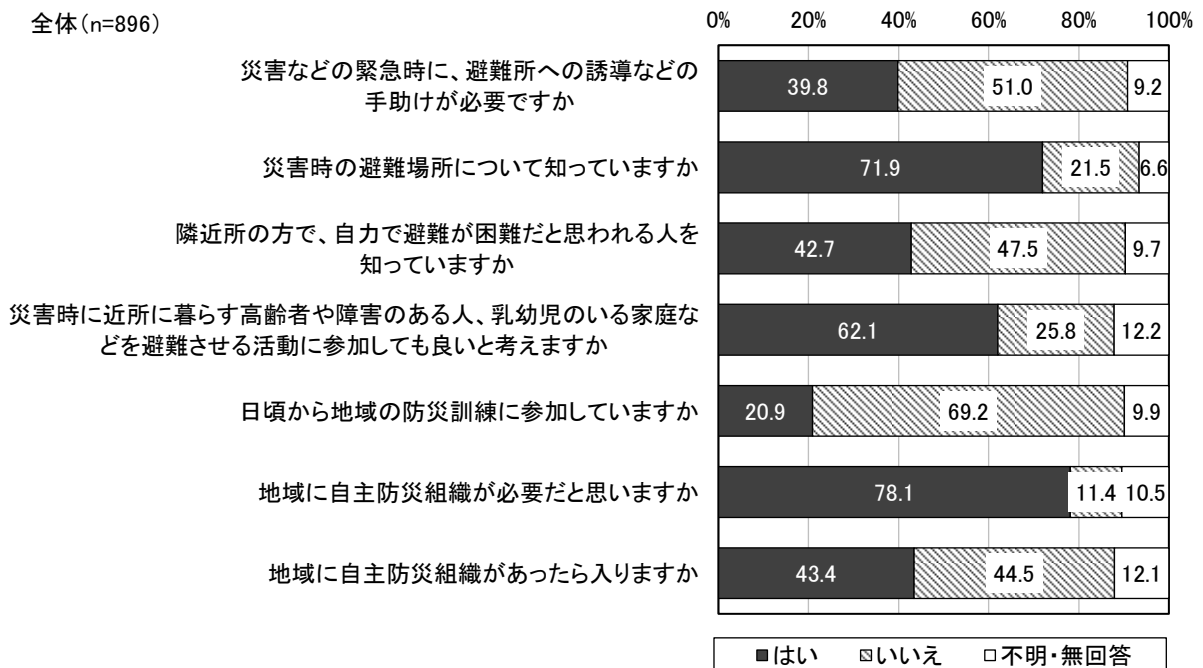
⑧ 防災に対する取り組みや緊急時の対応について

防災に対する取り組みや緊急時の対応などについてみると、【災害時の避難場所を知っていますか】【災害時に近所に暮らす高齢者や障害のある人、乳幼児のいる家庭（災害時要援護者）などの避難支援をしても良いと考えますか】【地域に自主防災組織が必要だと思いますか】では、「はい」がそれぞれ77.2%、77.9%、71.7%と高くなっています。一方、【日頃から地域の防災訓練に参加していますか】では、「はい」が14.6%と、大幅に低くなっています。

前回調査と比較すると、【災害時に近所に暮らす高齢者や障害のある人、乳幼児のいる家庭（災害時要援護者）などの避難支援をしても良いと考えますか】では、「はい」が15.8ポイント高くなっています。一方、【災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要ですか】では、「はい」が12.8ポイント低くなっています。



●前回調査



4. 団体アンケート調査結果

(1) 団体アンケート調査の概要

■調査目的

本調査は、地域福祉の担い手である地域団体・組織を対象に、地域福祉に対する考え方や要望、地域の課題や特性などを把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

■調査結果概要

- 調査対象者：市内6地域団体・組織（回収率：100%）
- 調査期間：令和4（2022）年5月19日～令和4（2022）年6月6日
- 調査方法：調査票による本人記入方式
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

■調査項目

- 団体について
- 団体の活動状況について
 - ・他団体や住民との交流
 - ・活動上の課題
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響
 - ・市や社会福祉協議会へ希望する支援等
- 団体からみた地域の状況について
 - ・地域の課題
 - ・制度や施設の認知度
 - ・だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすために必要なこと等



①活動を通じて感じる地域の問題点や課題

【地域のつながり】

- 福祉や地域の支え合いに対する理解や関心が低い
- 隣近所との交流が少ない
- 若い人や子どもが少なく世代間の交流が少ない

【社会問題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、外出を控え閉じこもる人が増えている

【高齢者】

- 一人暮らし高齢者や高齢者世帯への見守りや支援が必要と感じる

【防災・防犯】

- 大規模な風水害や地震時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある

【生活環境】

- 空き家対策や耕作放棄地、獣害、樹木の未伐採などの生活環境に不安がある
- 交通の便や、買い物・通院・行事参加などへの移動手段に関して不安がある
- 車に乗ることができなくなった時の移動手段に不安がある

②活動を行ううえでの課題や困り事

- 新たな会員等の確保が難しい
- 会員の減少や高齢化により活動ができなくなっている
- リーダーや役員のなり手がいない

③地域におけるボランティア・市民活動での課題

- ボランティアの高齢化、新たな人材がいない
- ボランティアの担い手が重複している
- リーダーや役員の担い手がいない

④住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なこと

【地域のつながり】

- 地域のネットワークづくり、見守り体制の整備

【防災・防犯】

- 災害時における避難体制の整備
- 交通安全教室の徹底及び、警察や地域防犯団体等との連携による安心なまちづくり

【地域活性化・生活環境など】

- 買い物・通院・行事などへの移動手段としての公共交通の整備

5. 第2次計画の取り組みと課題

第2次計画では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とし、基本理念「みんなが安心して暮らせる きのかわ ～みんなではぐくむ地域のつながり～」を実現するため、4つの基本目標をもとに、地域福祉の推進に努めてきました。本計画の策定にあたり、以下のとおり第2次計画の進捗状況を確認し、課題の整理を行いました。

基本目標1：一人ひとりがつながるまちづくり

1. 福祉のこころをはぐくむ取り組み

主な取り組み内容

- | | |
|----------------|------------------|
| ・人権の尊重と福祉意識の醸成 | ・地域共生に向けた福祉意識の向上 |
| ・地域福祉活動の普及・啓発 | ・障害のある人への理解の促進 |
| ・高齢者への理解の促進 | |

期間内での活動・取り組みの成果

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ・人権学習講座・講演会 | ・人権啓発ポスター展 |
| ・手話奉仕員養成講座 | ・子育て応援連続講座 |
| ・小中学校での人権学習や道徳教育、福祉体験学習 | |
| ・SHAKYOフェスティバル | ・出張講座（元気プラス塾） |
| ・認知症サポーター養成講座 | |

取り組みにおける課題

- 聴覚障害だけでなく、様々な障害のある人との交流や体験の機会を検討していく必要がある。
- 福祉体験学習は、小中学生だけでなくそれ以上の若い人へも必要である。
- 地域福祉活動の普及、啓発は、内容を検討しながら継続する必要がある。
- 若い世代の参加を促進する必要がある。

2. 交流による地域のつながりづくり

主な取り組み内容

- ・地域の資源を活かした活動の促進
- ・声かけ運動・見守り活動の推進
- ・サロン活動や子育てサークルなどでの交流の促進
- ・自主防災組織を活用した地域のつながりづくり
- ・社会資源の活用による地域の拠点づくり

期間内での活動・取り組みの成果

- ・自主防災組織の活動支援
- ・生活支援体制整備事業
- ・子育てサークル活動への補助
- ・ふれあいいきいきサロン
- ・母子保健推進員の活動
- ・民生委員・児童委員の声かけ、見守り
- ・地域住民の交流
- 紀の川歩（てくてく）体操、わかやまシニアエクササイズ、つどい場（認知症カフェ）事業、移動カフェひなたぼっこ
- ・地域見守り協力員
- ・配食サービスによる見守り事業
- ・地域事業所による見守り事業
- ・スクールサポーター

取り組みにおける課題

- 団体の高齢化と加入者数の減少により、団体の弱体化が進んだり、活動できない団体が増加している。
- 組織化されていない自治区の自主防災組織の設立支援が必要である。
- スタッフや担い手の負担が大きく、特に若年層の担い手が不足している。
- 委員の選出が困難である、なり手がいない。

3. 地域で活動するためのきっかけづくり

主な取り組み内容

- ・地域に関する情報提供の充実
- ・ボランティア体験の推進
- ・地域のモデル事業の広報
- ・地域について話す機会の拡充

期間内での活動・取り組みの成果

- ・広報紙やホームページの充実、速報性のあるSNSを活用した情報提供の充実
- ・声の広報
- ・移住・定住推進事業

取り組みにおける課題

- 高齢者等がデジタル情報を確認してもらえる体制整備が必要である。
- 市民との協働実施が必要である。

基本目標2：みんなで課題を解決できるまちづくり

1. 地域で活躍する人材の確保・育成

主な取り組み内容

- ・青少年ボランティアの育成
- ・活動実践者の発掘・育成
- ・民生委員・児童委員との連携
- ・経験を活かした活動の促進
- ・身近な地域活動を通じた人材の育成

期間内での活動・取り組みの成果

- ・サマーチャレンジ・サマーボランティアスクール
- ・ジュニアリーダークラブ
- ・傾聴ボランティア等ボランティアの養成
- ・フレイルサポーター養成講座
- ・花いっぱい運動
- ・民生委員・児童委員活動

取り組みにおける課題

- ボランティア養成講座を開催し育成しているが、ボランティア不足が続いている。
- 活動参加者をどのように募集するのか、また活動をどのように持続性のあるものにするのか。
- 参加者が少ない。
- 高齢化により活動が困難になってきている。
- 民生委員・児童委員が担当地区すべての住民について把握することは困難である。

2. まちぐるみで支え合うための仕組みづくり

主な取り組み内容

- ・住民福祉活動の推進
- ・小地域ネットワークの充実
- ・様々な障害に対応したケアシステムの検討
- ・地域ケア会議の推進
- ・関係団体・組織のネットワークづくり

期間内での活動・取り組みの成果

- ・NPO団体への活動支援
- ・社会福祉法人との連携
- ・精神障害者にも対応した包括ケアシステムの構築
- ・地域福祉推進委員会
- ・地域ケア会議

取り組みにおける課題

- 新たな補助制度や支援実施体制の検討が必要である。
- 団体で地域の課題を把握できていない状況であり、委員の連携も不十分である。

基本目標3：安心して暮らし続けられるまちづくり

1. 気軽に何でも相談できる体制づくり

主な取り組み内容

- ・相談窓口の周知
- ・相談支援の質の向上
- ・身近な相談体制の充実
- ・多様な相談への対応
- ・総合相談体制構築に向けた取り組みの推進
- ・子育て支援分野における相談支援の充実
- ・高齢者福祉分野における相談支援の充実
- ・障害福祉分野における相談支援の充実
- ・様々な媒体を活用した情報の提供

期間内での活動・取り組みの成果

- ・広報紙、ホームページ等での相談窓口の情報提供
- ・相談窓口
(社会福祉課・障害福祉課・高齢介護課・こども課・人権施策推進課・健康推進課・教育総務課、市社会福祉協議会、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター)
- ・障害者相談支援事業、基幹相談支援センターを委託
- ・各課自殺対策担当職員や健康推進課職員が研修を受講し、ゲートキーパーとしての意識改革や職場の環境づくり
- ・専門員による相談
- ・福祉部内での総合相談体制構築に向けた協議

取り組みにおける課題

- 相談内容が複雑化・多様化している。
(心の病気、ネット等の誹謗中傷)
- 庁内や関係機関との連携、強化が必要である。
- 相談員となる専門職の不足。
- 相談件数増加への対応。
- 相談所・窓口の認知度が低い。
- 包括的支援体制づくりが必要であり、いろいろな仕組みを見直し構築する必要がある。

2. 一人ひとりの権利を守るための取り組み

主な取り組み内容

- ・虐待防止の推進
- ・成年後見制度の利用促進
- ・生活困窮者自立支援の推進
- ・子どもの貧困対策の推進

期間内での活動・取り組みの成果

- ・子ども家庭総合支援拠点を設置
- ・紀の川市障害者虐待防止センターを設置
- ・生活困窮者自立支援事業を市社会福祉協議会へ委託
- ・成年後見制度利用促進事業を令和4年度から市社会福祉協議会へ委託

取り組みにおける課題

- 虐待が様々な問題と絡み合って複雑化しており、他機関との連携が必要である。
- 専門性のある人材確保が必要である。
- 体制の整備が必要である。
- 職員のスキルアップが必要である。
- 社会福祉協議会との連携、強化が必要である。

3. 利用者目線での福祉サービスの充実

主な取り組み内容

- ・福祉サービスの充実
- ・福祉専門職の資質の向上
- ・第三者評価制度の活用
- ・個人情報保護への取り組み
- ・市民参加型のサービス提供
- ・地域共生実現に向けた体制の検討

期間内での活動・取り組みの成果

- ・紀の川市健康づくり推進庁内会議
- ・保育所の低年齢児の受入拡充
- ・保育施設、放課後健全育成事業における第三者委員の設置
- ・ケアプラン点検の実施

取り組みにおける課題

- 専門職が少ない、もしくはいない。
- 会議のメンバーは変更するため、活用、連携強化が困難である。

基本目標4：だれにとっても住みやすいまちづくり

1. 安心して暮らせる防災・防犯環境の整備

主な取り組み内容

- | | |
|----------------|----------------|
| ・災害時要援護者の把握 | ・自主防災組織の立ち上げ支援 |
| ・地域防犯体制の充実 | ・地域における防災意識の向上 |
| ・防災・防犯に関する情報提供 | ・防犯対策の充実 |

期間内での活動・取り組みの成果

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ・自主防災組織の設立支援 | ・災害時要援護者名簿と個別避難計画の作成 |
| ・防災総合訓練、防災研修 | ・防災・防犯教室の実施 |
| ・災害ボランティアセンターの協定 | ・出前講座（防災、防犯）の実施 |
| ・通学路の合同点検 | |
| ・防災行政無線、メール配信による情報提供、注意喚起 | |

取り組みにおける課題

- 災害ボランティアセンターの周知と運営支援者の人材育成が必要である。
- 高齢化が進み、助け合いが困難な状況がある。
- 地域のリーダーとしての人材育成が難しく、代表者が自治区長となっている。

2. 便利で安全な交通環境の整備

主な取り組み内容

- | | |
|--------------------------|----------|
| ・交通手段の確保・維持 | ・生活道路の整備 |
| ・交通安全施設の整備 | |
| ・事業者などとの連携による福祉のまちづくりの推進 | |

期間内での活動・取り組みの成果

- | | |
|--|------------|
| ・地域巡回バスのダイヤ及び路線改正 | ・幹線道路の舗装整備 |
| ・紀の川コミュニティバス、粉河・熊取線バス、地域巡回バス、デマンド型タクシー | |
| ・ガードレール、カーブミラー、標識、道路照明などの整備 | |

取り組みにおける課題

- 地域公共交通の担い手不足や利用者の減少により地域公共交通の維持が困難である。
- 市民の意識改革も必要である。

3. みんなが暮らしやすい生活環境の整備

主な取り組み内容

- ・情報バリアフリーの推進
- ・住宅環境の整備
- ・ユニバーサルデザインに関する啓発の推進
- ・ユニバーサルデザインに基づく、公共施設等の改善

期間内での活動・取り組みの成果

- ・各課と連携した手話動画の作成
- ・ホームページに翻訳機能の設定
- ・意思疎通支援事業
- ・通学路を優先した歩行者の安全確保
- ・ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成
- ・公共施設の掲示物の整理や通路への放置物品整理
- ・市営住宅の改修、建替え

取り組みにおける課題

- 既存の各施設についてバリアフリー化は進めているが、ユニバーサルデザインに基づく改修には至っていない。
- 視覚に障害のある人への情報提供を充実させる必要がある。
- 在宅透析を行う人への住宅改修が必要である。
- 市営住宅の改修、建替えは入居者の生活を考慮する必要があり、計画に期間を要する。



6. 紀の川市の地域福祉における課題

課題1 地域におけるつながりの構築・強化

時代の変化とともに人々のライフスタイルや価値観は変化し多様化してきました。国内における未婚率の上昇や単独世帯の増加などを背景として家族が担ってきた機能の低下もみられ、人とのつながりの希薄化が浮き彫りになっています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、人とのつながりの大切さが見直され、新しい日常におけるつながり方を考えることも重要となっています。

アンケート調査の結果をみると、隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたいという回答が多くなっている一方で、実際の関わり方は、会えばあいさつをかわす程度であったり、たまに立ち話をしたりする程度という回答が多くなっています。前回調査と比較し、常日頃から、家族ぐるみの付き合いがある人は減少し、付き合いがほとんどない人が増加しているなど、隣近所との関わり方が希薄化していることが分かります。

今後も引き続き地域住民に隣近所との関わり方の大切さや必要性を意識できるよう啓発を行っていくとともに、近隣住民のみならず多くの人と関わりをもつことができる場の創出や機会の提供を行っていく必要があります。

●期待される役割（例）

市民	・隣近所とのあいさつ・声かけ など
地域	・イベント等の企画・開催 など
行政	・交流できる場の提供、地域に関する情報の発信 など

課題2 活動の担い手の確保・育成

高齢化の進行に伴って福祉ニーズが増大する一方で、現役世代の人口減少も並行して進んでいることを背景として、担い手の不足が課題となっています。しかし、今後高齢者の増加以上に現役世代の減少が急速に進行していくとみられ、さらに深刻な担い手不足やそれに伴った地域課題の増大が懸念されています。

アンケート調査結果では、地域活動やボランティア活動へ参加し、活動しているという方が約3割程度となっています。また、その大部分が自治会の活動に参加しています。一方で、地域活動やボランティア活動に参加していると回答された方は、前回調査より減少しており、高齢化による脱退や、新規会員の入会が追い付かないことによる担い手不足が想定されます。また、活動に参加できない理由としては、仕事などの都合で機会がないという回答が多くなっており、仕事と地域活動の両立が難しい方が多いことが伺えます。

今後は、自治会やボランティア活動への参加を促していくとともに、若者や働く世代の方が参加しやすい取り組みや活動内容の検討が必要です。また、地域での活動を活性化させ、市民同士のつながりが生まれるように、地域の中心となるリーダーを育成することも必要となります。

●期待される役割（例）

市民	・活動団体や研修への参加 など
地域	・地域活動の情報提供、活動人材の発掘 など
行政	・人材の育成のための研修の実施、活動団体への支援 など

課題3 多様なニーズに対応できるサービスの提供

近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化、経済情勢や就労環境の変化などを背景として福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでいるため、これらの課題に対応できる体制を地域との協力のもと、つくりあげていく必要があります。

本市の高齢化率は、令和2（2020）年10月時点で33.1%となっており、全国平均である28.6%を上回っています。また、高齢者のいる世帯の比率も、令和2（2020）年10月時点で53.3%と全国平均の40.7%を上回っており、市内の半数以上の世帯に65歳以上の高齢者がいる状況となっています。今後も高齢化の進行が予想される中、特に高齢者の多い地区では、介護や障害、孤立・孤独など本人だけでなくその家族も関係する複合的な福祉課題が一層顕在化することが想定され、若い世代の多い地区では、子育てやひきこもりに関する課題が増えるなど、各地区において福祉における多様なニーズが発生することが想定されます。

今後は、福祉サービスの質的向上に加え、身近な場所での相談から支援につなぐことのできる仕組みの充実を通じて様々なニーズを拾うことができる環境づくりを行う必要があります。また、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できるよう、庁内や各福祉関係機関、地域団体との連携を一層強化していくことも求められます。

●期待される役割（例）

市民	・サービスに関する情報の積極的な入手 など
地域	・市民同士の支え合い体制の構築 など
行政	・相談窓口の充実、相談に対応できる体制の構築 など

課題4 安全・安心な生活環境の確保

近年、地震や台風などの自然災害による被害が全国的に多発し、関西圏においても南海トラフやその周辺地域での巨大地震の発生が予想される中、市民の防災における意識は高まっています。また、交通安全や防犯など地域の安全に対する関心が依然として高く、だれもが安心して生活できる環境が求められています。

アンケート結果より、防災に対する取り組みや緊急時の対応について、災害時に近所に暮らす高齢者や障害のある人、乳幼児のいる家庭（災害時要援護者）などの避難支援をしても良いと考える人が、前回調査と比べて上昇していることより、市民同士の助け合いの意識が高まっていることが伺えます。

また、地域の暮らしやすさでは道路や交通機関、公共施設の使いやすさに対して満足度が低くなっているなど、だれもが気軽に外出したり、施設を利用できる環境づくりが求められています。

今後は、防災訓練への参加促進や自主防災組織への加入を進めていき、いざという時にも対応できるように、避難経路や手順の確認など日頃からの準備に取り組む必要があります。また、地域に暮らすすべての人にとって暮らしやすいまちにするために、交通手段の整備、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設等の整備に取り組む必要があります。

●期待される役割（例）

市民	・防災訓練への参加、交通安全活動への参加 など
地域	・自主防災組織での防災訓練の実施、パトロール など
行政	・要配慮者の把握、警察等との連携 など

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市では、平成30(2018)年度に「第2次紀の川市長期総合計画」を策定し、その中で掲げられた「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」をまちがめざすべき将来像としています。前回地域福祉計画である「第2次紀の川市地域福祉計画」においては、「みんなが安心して暮らせる きのかわ ～みんなではぐくむ地域のつながり～」を基本理念として掲げ、実現に取り組んできました。

第3次計画となる本計画の実施にあたっては、引き続き長期総合計画との整合性を図り、これまでの取り組みの成果も踏まえつつ、また、市民や地域で活動する方々の意見も計画に反映し、地域福祉の取り組みをより充実・発展させていきます。そして、市民同士のふれ合い・支え合い・助け合いによるつながりを広げていきながら、様々なニーズや課題に対応でき、だれもが安心して暮らせるまちの実現をめざしていくために、前回計画から引き継ぎ、以下の基本理念を掲げます。

みんなが安心して暮らせる きのかわ
～みんなではぐくむ地域のつながり～



2. 計画の基本目標

基本目標 1 一人ひとりがつながるまちづくり

地域でのつながりが希薄化している中で、紀の川市で暮らすすべての人々にとって住みよい地域をつくるために、年齢や性別、国籍や障害の有無に関わらず、個人の人権を尊重し、互いに理解し合うことのできる地域づくりを進めます。あいさつや声かけなど身近なところからのふれ合いをはじめとして、日常生活の中で互いに協力し合い、いざという時に課題の解決に向けて助け合える関係を地域において構築します。

基本目標 2 みんなで課題を解決できるまちづくり

時代の変化に伴い多様化・複雑化している福祉のニーズに対応するために、市民による身近な地域での支え合い、助け合いの仕組みの構築を図るほか、行政や社会福祉協議会、地域の福祉に関わる様々な機関・団体等が互いに連携しながら、地域が抱えている課題をみんなで解決できる仕組みをつくりまします。

基本目標 3 安心して暮らし続けられるまちづくり

紀の川市で暮らす方々が安心して地域で暮らし続けることができるよう、福祉に関する情報提供体制や、複合化した問題や制度の狭間と呼ばれる課題などの様々な問題に対応できる相談体制の整備を進めていきます。また、虐待防止の取り組みや成年後見制度等の権利擁護、生活困窮支援や子どもの貧困対策など、個人の尊厳に配慮した施策も実施していきます。

基本目標 4 だれにとっても住みやすいまちづくり

紀の川市のどこに住んでいても暮らしやすいと感じることができるよう、地域の実情に応じた支援の提供や交通手段の検討など、環境の整備に取り組みます。また、災害が発生した際に被害を未然に防止し、被害を受ける人を一人でも減らすことができるよう、防災意識の向上や支援を必要とする人の把握、災害に対応できる仕組みづくりに取り組みます。加えて、防犯対策の推進や生活支援サービスの充実など、だれにとっても住みやすいまちにするための体制整備に努めます。

3. SDGsの達成に向けた地域福祉の取り組みの推進

2015年9月の国連サミットで2030アジェンダ（議題）が採択され、2030年までに世界中で達成すべき目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

本市では計画に掲載する施策が、SDGsのどの目標に対応した取り組みなのかを結び付けることで、持続可能な地域社会の形成に資する取り組みであることを市民及び職員に意識づけ、SDGs達成に貢献できるように取り組みを進めます。

このことから、各基本目標において、SDGsの目標に関連する主なアイコンを掲載しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

10. 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。

11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

4. 施策の体系

基本目標 1 一人ひとりがつながるまちづくり

福祉のこころを
はぐくむ取り組み

- 人権の尊重と福祉意識の醸成
- 地域共生に向けた福祉意識の向上
- 地域福祉活動の普及・啓発
- 障害のある人への理解の促進
- 高齢者への理解の促進
- 多文化共生の推進

交流による地域の
つながりづくり

- 地域の資源を活かした活動の促進
- サロン活動や子育てサークルなどでの交流の促進
- 自主防災組織を活用した地域をつながりづくり
- 声かけ運動・見守り活動の推進
- 社会資源の活用による地域の拠点づくり

地域で活動するための
きっかけづくり

- 地域に関する情報提供の充実
- ボランティア体験の推進
- 地域について話す機会の拡充
- 社会福祉協議会等への支援

基本目標 2 みんなで課題を解決できるまちづくり

地域で活躍する
人材の確保・育成

- 青少年ボランティアの育成
- 経験を活かした活動の促進
- 活動実践者の発掘・育成
- 身近な地域活動を通じた人材の育成
- 民生委員・児童委員との連携

まちぐるみで支え合う
ための仕組みづくり

- 住民福祉活動の推進
- 地域ケア会議の推進
- 小地域ネットワークの充実
- 関係団体・組織のネットワークづくり
- 様々な障害に対応したケアシステムの検討
- 地域活動団体の育成・支援

基本目標 3 安心して暮らし続けられるまちづくり

気軽に何でも相談 できる体制づくり

- 相談窓口の周知
- 子育て支援分野における相談支援の充実
- 高齢者福祉分野における相談支援の充実
- 障害福祉分野における相談支援の充実
- 相談支援の質の向上 ○身近な相談体制の充実
- 多様な相談への対応 ○様々な媒体を活用した情報の提供
- 総合相談体制構築に向けた取り組みの推進

一人ひとりの権利を 守るための取り組み

- 虐待防止の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 生活困窮者自立支援の推進
- 子どもの貧困・ヤングケアラー対策の推進
- 再犯防止・対策の推進

利用者目線での 福祉サービスの充実

- 福祉サービスの充実 ○福祉専門職の資質の向上
- 第三者評価制度の活用 ○個人情報保護への取り組み
- 市民参加型のサービス提供
- 地域共生実現に向けた体制の検討
- サービスに対する意見に対応する体制の整備

基本目標 4 だれにとっても住みやすいまちづくり

安心して暮らせる 防災・防犯環境の整備

- 災害時要援護者の把握
- 自主防災組織の立ち上げ支援 ○地域防犯体制の充実
- 地域における防災意識の向上
- 防災・防犯に関する情報提供 ○防犯対策の充実

便利で安全な 交通環境の整備

- 交通手段の確保・維持
- 事業者などとの連携による福祉のまちづくりの推進
- 生活道路の整備
- 交通安全施設の整備

みんなが暮らしやすい 生活環境の整備

- 情報バリアフリーの推進
- ユニバーサルデザインに関する啓発の推進
- ユニバーサルデザインに基づく、公共施設等の改善
- 住宅環境の整備

第4章 施策の展開

基本目標1

一人ひとりがつながるまちづくり



(1) 福祉のこころをはぐくむ取り組み

■取り組みの方向性

地域で暮らす方々が福祉に対して関心をもち、市民同士での支え合いの重要性を理解し、地域活動へ積極的に参加するよう、意識啓発に努めます。また、高齢者や障害のある人等、支援が必要な方に関する状況の理解を進め、地域での配慮や自発的な支援につなげられるよう、小・中学校での福祉教育を行うなど、関係各課で理解啓発事業の推進を図っていきます。

■現状と課題

私たちの住む地域には、子どもや高齢者、障害のある人や外国人など、様々な人が生活しています。ともに支え合いながら地域で安心して生活していくには、一人ひとりが相手を尊重し、地域への関心をもてるように、思いやりのこころをはぐくんでいくことが大切です。また、すべての人が対等に社会に参画できる地域づくりが求められています。

一方、同和問題をはじめ、子どもや高齢者、障害のある人への虐待や女性に対する問題、インターネットを悪用した人権侵害、外国人の人権問題、感染症や難病等に対する偏見など、様々な課題があります。

こうした課題の解決に向けて、家庭、学校、職場、地域等の様々な機会を通じて福祉教育に取り組み、豊かな学びからお互いが尊重し合い、支え合える関係を築くことが重要です。

■主な取り組み

取り組み内容	担当課
【1】人権の尊重と福祉意識の醸成	
地域で暮らす一人ひとりが個人の尊厳やプライバシーを理解しながら、相手を思いやり、お互いを大切にする意識やこころをはぐくむために、広報紙やパンフレット等を活用して啓発を推進します。	人権施策推進課 教育総務課
【2】地域共生に向けた福祉意識の向上	
地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、乳幼児や高齢者、障害のある人との交流や体験などを通じて、福祉のこころを育てる取り組みに努めます。	高齢介護課 障害福祉課 こども課 生涯学習課 社会福祉協議会

【3】地域福祉活動の普及・啓発	
市や社会福祉協議会の広報紙やホームページ等を活用し、ボランティア活動や地域福祉活動の普及・活動への参加を呼びかけます。	高齢介護課 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会
【4】障害のある人への理解の促進	
各種障害者団体やボランティア団体、サービス提供事業者等と連携しながら、小・中学生に対し福祉教育を行うなど、障害のある人に対する市民の理解の促進を図ります。また、発達障害等、認識があまりされていない障害について、症例や支援方法等を啓発します。	障害福祉課 教育総務課 社会福祉協議会
【5】高齢者への理解の促進	
高齢者に対する理解を深め、地域での支え合いの大切さを理解するために、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて啓発を進めていきます。また、認知症高齢者の早期発見・早期対応のために、認知症を理解できる機会づくりも図っていきます。	高齢介護課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
【6】多文化共生の推進	
市民が文化や生活習慣、制度などの異なる国々の人と互いに尊重し合いながら暮らすことができるように、外国人との交流の機会づくりを図るなど、外国人が地域に溶け込んで自立した生活を営むことができるような取り組みを進めます。	地域創生課

■それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の大切さや、ご近所や地域での支え合いの大切さについて学びましょう。 ・高齢者や障害のある人等、配慮が必要な方への理解や手助けを行いましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やパンフレット、ホームページ等を活用した情報提供を行いましょう。 ・関係団体による啓発活動に取り組みましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やパンフレット、ホームページ等を通じた情報提供を行います。 ・イベントや講座等の開催による啓発活動に取り組みます。

(2) 交流による地域のつながりづくり

■取り組みの方向性

旧町地区ごとにボランティアを養成するなど、見守りの意識づけを幅広い世代に行うことで、隣近所の異変に気づき、気軽に助け合えるような近所付き合いができるよう、農業をはじめとした地域資源を活用した交流や、サロン・サークル活動の促進を通じた地域交流・世代間交流を進めていきます。また、自主防災組織への参加促進や見守り活動の推進を通じて、地域の安全の確保にも取り組んでいきます。

■現状と課題

地域でのつながりの希薄化が顕在化している中で、子育ての悩みを抱えている家庭や一人暮らしの高齢者、障害のある人など、様々な支援を必要としている人が生活しており、複雑化する福祉ニーズへの対応が必要となっています。

隣近所の人とのつながりという点では、たまに立ち話をする、会えばあいさつをかわすなど、一定の付き合いはあるものの隣近所の関係が希薄になっています。また、地域のつながりにおいても少子高齢化や核家族化、高齢単独世帯の増加により世代間の交流が少なくなっています。

今後、地域サロンや子育てサークル、高齢者サークル等の地域活動を通じて、交流の機会を充実させるとともに、あいさつや声かけなど身近なところからのふれ合いをはじめとして、あたたかな人間関係を築き、ともに生き、ともに支え合える地域社会の実現が求められています。

■主な取り組み

取り組み内容	担当課
【1】地域の資源を活かした活動の促進	
高齢者の生きがいづくりや障害のある人の自立支援、児童・生徒の地域への関心を高めるきっかけづくりとして、遊休農地等を活用した農園活動や農業体験を通じた交流を図ります。	高齢介護課 障害福祉課 農業振興課 教育総務課
【2】サロン活動や子育てサークルなどでの交流の促進	
地域サロンの拡充を図るとともに、市民の参加を促し、子育てサークル・高齢者サークル等との連携も図りながら、地域交流・世代間交流の促進や活動の充実を図ります。また、「紀の川歩（てくてく）体操」を通じて高齢者の介護予防を進めるとともに、参加者同士の交流も図っていきます。	高齢介護課 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会
【3】自主防災組織を活用した地域のつながりづくり	
自主防災組織を立ち上げた自治区を増やすとともに、地域住民の参加を促進し、地域のつながりづくりを推進します。	危機管理消防課

【4】声かけ運動・見守り活動の推進	
<p>地域におけるつながりを強化するために、身近なところからあいさつや声かけに努めます。また、子どもの安全や、一人暮らし高齢者・障害のある人の安否確認などを目的として、見守り活動を推進します。さらに、高齢者の増加に伴い、幅広い見守りが必要なことから、傾聴ボランティア等の養成や募集に努めます。</p>	<p>社会福祉課 高齡介護課 こども課 教育総務課 社会福祉協議会</p>
【5】社会資源の活用による地域の拠点づくり	
<p>公民館、児童館、隣保館等の地域住民に身近な施設をはじめ、地域の様々な資源を活用した地域の活動拠点づくりを進めます。また、こうした既存施設でサロン・サークル活動等を行うなど、高齢者や障害のある人の交流や活躍の場、市民が集える場としての活用に努めます。</p>	<p>地域創生課 高齡介護課 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会</p>

■それぞれの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所とあいさつをしたり、日頃からの声かけを行いましょう。 ・地域で開催されるイベントに参加しまししょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でイベントを企画し、開催しまししょう。 ・見守り活動・声かけ運動に取り組みまししょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、児童館、隣保館等、市民が集まって活動できる場を提供します。 ・活動団体の立ち上げや地域活動への支援を行います。



(3) 地域で活動するためのきっかけづくり

■取り組みの方向性

地域で暮らす方々が、自分の暮らしている地域の現状や、問題解決に向けた地域での活動の内容を知ることを通じて、地域活動参加へのきっかけとなるよう情報発信を継続していきます。また、実際に市民同士で集まり、生活の中で課題に感じていることや、実際に行っている取り組みについて話し合う場の提供も進めていきます。

■現状と課題

地域福祉を進める主役は市民であり、市民参画の必要性は様々な場面で増大しています。

しかし、実際の地域活動への参加に関して、参加したことがないという人が増加しています。そのため、各年代の人が抱くそれぞれの関心や地域に対する問題意識を行動に変え、地域の力としていくことが求められます。

地域の状況や地域活動に関する情報提供、ボランティア体験の推進、地域での活動事例の紹介など、地域活動に参画するためのきっかけづくりが必要です。

■主な取り組み

取り組み内容	担当課
【1】地域に関する情報提供の充実	
関係各課からの地域の現状における情報を広報紙やホームページ、SNS等を活用し、わかりやすい情報提供に努めます。また、社会福祉協議会では、地域資源や地域活動の紹介を積極的に行い、福祉活動への市民参画のきっかけづくりとします。	広報課 社会福祉協議会
【2】ボランティア体験の推進	
地域で活動しているNPOやボランティア団体の紹介をはじめ、ボランティア体験としての参加を呼びかけ、活動の推進を図ります。	地域創生課 社会福祉協議会
【3】地域について話す機会の拡充	
座談会やワークショップ等、活動団体や一般市民が集まり、自分たちが住む地域のことについて話し合う機会などを通じて、地域福祉について考える場づくりに努めます。	社会福祉協議会
【4】社会福祉協議会等への支援	
地域住民に対して地域福祉に関する活動への参加促進を図っている団体等に、様々な機会を通じて資質向上を図るための活動を支援します。	社会福祉課

■それぞれの役割

市民	・地域に関する情報を確認してみましょう。
地域	・地域で行っている活動や取り組みについて情報発信しましょう。 ・地域について話す機会として、集まりの場を企画しましょう。
行政	・広報紙やホームページを通じて情報提供を行います。 ・地域について話す機会を企画し、提供します。

基本目標 2

みんなで課題を解決できるまちづくり



(1) 地域で活躍する人材の確保・育成

■取り組みの方向性

支援が必要な方に対して、地域で専門的な支援を継続して行うことができるよう、ボランティアや福祉人材の育成・支援に努めます。また、地域活動の中核を担うリーダーの育成を進めていき、地域活動や身近な地域で活動できるボランティア活動の周知・活性化を図ります。

■現状と課題

地域福祉は「人」により支えられています。そのため、お互いを理解し合いながら主体的に関わる市民を増やすために、福祉活動参加へのきっかけづくりを行い、福祉や人権を尊重するところをはぐくむとともに、リーダーや活動を行う人材の発掘・育成を行うことが必要です。

今後高齢者の増加が見込まれるため、地域での活動の場をつくり、豊富な経験や意識、やる気を活かして活動に参加してもらうことが求められています。

こうした状況を踏まえ、NPOやボランティア等を育成し、民生委員・児童委員等との連携を図り、時代の流れや地域の実情に合った活動の推進に取り組むことが必要です。

■主な取り組み

取り組み内容	担当課
【1】 青少年ボランティアの育成	
社会福祉協議会をはじめとする各種団体等と連携し、青少年のボランティア活動への参加のきっかけづくりに努めます。	生涯学習課 社会福祉協議会
【2】 経験を活かした活動の促進	
団塊の世代や高齢者が知識や経験を活かし、生きがいづくりや社会参加につなげられるよう、活躍できる場づくりや地域活動への参加を促進することに努めます。	高齢介護課 地域創生課 社会福祉協議会
【3】 活動実践者の発掘・育成	
社会福祉協議会等の関係機関や関係団体と連携し、地域のニーズに合った内容のボランティア講座や認知症サポーター養成講座をはじめとした各種講座や研修会等を開催し、NPOやボランティア等の地域活動実践者の発掘・育成を進めます。また、参加しやすい環境づくりに努め、参加促進を図ります。	地域創生課 高齢介護課 地域包括支援センター 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会

【4】身近な地域活動を通じた人材の育成	
<p>自主防災組織や声かけ運動等の身近な地域活動を通じて、地域住民の活動へのきっかけづくりを行います。また、ボランティアに興味をもっている方に対して、ボランティアの基本や楽しさを伝えるとともに、気軽に参加できる地域活動の情報提供を行います。</p>	<p>地域創生課 高齡介護課 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会</p>
【5】民生委員・児童委員との連携	
<p>市が把握している地域の情報の提供を通じて、民生委員・児童委員の活動を支援します。また、関係機関や団体と連携・協力し、地域の絆づくりを進めます。</p>	<p>社会福祉課 高齡介護課 こども課 社会福祉協議会</p>

■それぞれの役割

市 民	・ボランティア活動や研修、講座等に参加してみましょう。
地 域	・地域で活動する方の発掘や育成に向けた研修を実施しましょう。 ・活動を通じて獲得した経験や知識を、他の人や団体に伝えていきましょう。
行 政	・地域で活動する方の発掘・育成に向けた研修や講座を開催します。



(2) まちぐるみで支え合うための仕組みづくり

■取り組みの方向性

各種団体や関係機関等が情報を共有し連携を図ることができる体制を強化し、ネットワークを充実させます。加えて、要介護者をもつ家族や保護者同士、地域内でも情報を共有し、支え合える環境整備に努めます。また、地域共生社会に対応できる地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域ケア会議の充実や、様々な障害を早期発見し対応できる仕組みづくりにも取り組んでいきます。

■現状と課題

社会動向の変化に伴い、地域のつながりが希薄化していますが、現代社会において、多様化する市民の福祉ニーズや課題に対応するため、身近な地域での支え合い、助け合いの仕組みを構築することで、互いに思いやり、協力しながら地域の力で解決していくことが求められます。

本市では、市民同士のつながりが残っている地域もありますが、徐々にそのつながりが薄れてきていることや、地域住民が気軽に集える場所がなくなってきていることが指摘されており、地域での課題を解決するための仕組みを再構築することが求められています。

■主な取り組み

取り組み内容	担当課
【1】住民福祉活動の推進	
高齢者や障害のある人等、個人の人権が尊重され、身近な地域で安心して生活できるよう、住民福祉活動を推進します。	社会福祉課 高齢介護課 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会
【2】地域ケア会議の推進	
地域ケア会議において地域の課題把握や事例検討、個別課題の解決等を通じて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。	地域包括支援センター
【3】小地域ネットワークの充実	
社会福祉協議会を中心に、地域住民や自治区、民生委員・児童委員、ボランティア団体等からなる小地域ネットワークの充実を図ります。	社会福祉課 高齢介護課 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会

【4】関係団体・組織のネットワークづくり	
集会場や公共施設等を活用し、地域の団体・組織、NPO等の交流を促進します。また、情報共有を図るなど、地域で暮らす災害時要援護者の把握をはじめ、活動の充実を図れるよう、地域のネットワークをつくりまします。	地域創生課 社会福祉課 高齢介護課 障害福祉課 こども課 危機管理消防課 社会福祉協議会
【5】様々な障害に対応したケアシステムの検討	
障害のある人に対しても、地域全体で包括的な支援ができるよう、ケアシステムの構築を検討します。	障害福祉課
【6】地域活動団体の育成・支援	
地域で活動する団体やNPOへの支援、ボランティアの育成・支援を推進します。また、団体や組織の活性化を促すために、活動の財源として活用できる寄付や共同募金などの情報提供を行います。	地域創生課 社会福祉課 社会福祉協議会

■それぞれの役割

市民	・住民福祉活動に参加してみましょう。
地域	・団体や機関同士での情報共有を行いましょう。
行政	・地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係各課で検討を進めます。



基本目標3

安心して暮らし続けられる まちづくり



(1) 気軽に何でも相談できる体制づくり

■取り組みの方向性

地域で暮らす方々が日々を安心して過ごすことができるよう、生活の中で困りごとに直面した際に、気軽に相談できる相談体制の構築を進めていきます。また、今後増加する複雑化した困りごとにも対応できるよう、各分野での相談支援の充実や多様な相談への対応だけでなく、複合的な問題にも対応できる総合的な相談体制を構築します。また、その後の切れ目のない支援体制を構築するために、各種事業の整備を検討します。

■現状と課題

市民が抱く不安や悩みなどは複合化しており、地域においても制度の狭間と呼ばれる問題が存在している可能性があります。それらが、深刻な事態になる前に適切に対応するためには、相談機関が果たす役割が非常に大きいといえます。保健・医療・福祉に関する相談では、市役所の担当窓口をはじめ、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護センター等があり、市内で様々な相談が受けられる体制が整っています。

ちょっとした悩みや不安ならば身近な家族や親族、友人に相談する人が多いと思われませんが、福祉ニーズが増大し、多様化・複雑化している中、解決が困難な事例がさらにでてくることが予測されます。今後、さらに相談機関が利用されるよう、相談窓口の周知や相談窓口での情報提供を充実させるとともに、相談内容によっては専門的な機関へとつなげられるよう、相談支援体制を充実させることが必要です。

■主な取り組み

取り組み内容	担当課
【1】相談窓口の周知	
各相談窓口の一覧等を広報紙やホームページ等に掲載して周知を図ります。	広報課 社会福祉協議会
【2】子育て支援分野における相談支援の充実	
子育て支援センターや子育て世代包括支援センターにおいて、育児相談等を受け付けることにより、地域の子育て支援を行います。また、家庭児童相談員を福祉事務所に配置し、身近な相談体制の充実を図ります。さらに、妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置します。	こども課

【3】高齢者福祉分野における相談支援の充実	
高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターを中心に総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、訪問による相談支援や相談窓口の周知なども行います。	高齢介護課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
【4】障害福祉分野における相談支援の充実	
相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの充実を図ります。また、身近な相談体制の充実に向けて、身体障害者相談員や知的障害者相談員の配置及び研修を行います。	障害福祉課
【5】相談支援の質の向上	
市役所の窓口をはじめ、社会福祉協議会や福祉施設等の相談支援の充実を図るため、相談にあたる職員の資質の向上を図ります。また、各相談機関の連携や専門職の配置等により、身近な相談から専門的な相談へとつなげられるよう、体制の充実を図ります。	健康推進課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会
【6】身近な相談体制の充実	
地域の身近な相談相手となる民生委員・児童委員等の活動を強化するため、研修や情報提供などの充実を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会
【7】多様な相談への対応	
いじめや不登校等の問題をはじめ、女性に対する暴力等の人権侵害への対応、外国人の生活上での悩みや困りごと、感染症や難病等の病気を抱えている人やその家族の悩みなど、人権に配慮しながら、多様な相談への対応を図ります。	人権施策推進課 健康推進課 教育総務課 社会福祉協議会
【8】様々な媒体を活用した情報の提供	
福祉サービスを広く一般的に周知するため、パンフレットやインターネット等の様々な媒体を活用して情報を提供します。	広報課 社会福祉協議会
【9】総合相談体制構築に向けた取り組みの推進	
関係各課同士で連携をとり、複雑化かつ多様化する福祉ニーズに対応できる相談支援体制を構築します。また、三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）や家庭裁判所との連携を深め、より多くの相談者の支援を行なえる体制整備に努めます。	社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会

■それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市内のどこにどのような相談窓口があるか把握しましょう。 福祉に関する情報についてホームページ等で確認してみましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な方を早期に発見し、必要な支援先へつなぎましょう。 地域で暮らしている方へ情報を提供しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の周知を行います。 様々な分野の相談先を充実させます。 様々な福祉課題に対応するために、関係各課同士で連携を図ります。

(2) 一人ひとりの権利を守るための取り組み

■取り組みの方向性

地域で暮らす方々が、他者あるいは社会的障壁によって主体的な選択・意思決定を妨げられないことがないように、制度の周知や相談体制の整備などを進めていきます。また、経済的に困窮状態にある家庭に対しても、自立した生活に早期段階で復帰できるよう、就労相談や生活プラン作成、子育てとの両立などの支援を行っていきます。

■現状と課題

認知症高齢者の増加や、障害のある人の地域生活移行に向けた自立生活支援など、配慮が必要な方の選択・判断を手助けする取り組みが求められています。また、子どもや高齢者、障害のある人等に対する虐待や外国人に対する偏見への対策、生活が困窮状態にある人や家庭への自立に向けた支援の実施も大きな課題となっており、それぞれの性質によって社会参加や行動が妨げられることなく、だれもが自分らしく安心して暮らせるよう、一人ひとりの権利を守るための取り組みを進める必要があります。

行政においては、権利擁護に向けた様々な取り組みを地域で暮らす方々に周知することで、虐待等の未然防止や早期発見につなげ、支援を必要とする人に適切な支援を実施していくことが必要です。

■主な取り組み

取り組み内容	担当課
【1】虐待防止の推進	
関係各課同士で連携をとり、複雑化かつ多様化する福祉ニーズに対応できる相談支援体制を構築します。	高齢介護課 障害福祉課 こども課
【2】成年後見制度の利用促進	
高齢者や障害のある人等、利用が必要と認められる人が適切に利用できるよう制度の周知を図り、申し立て等の支援を行います。また、権利擁護センターの設立に伴い、利用者一人ひとりに寄り添った支援を行います。	高齢介護課 障害福祉課 社会福祉協議会 権利擁護センター
【3】生活困窮者自立支援の推進	
生活保護に至る前の段階で、生活困窮状態から脱却するための就労相談やプラン作成、住居確保事業等により、生活困窮者の自立を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会 権利擁護センター

【4】子どもの貧困・ヤングケアラー対策の推進	
対象となる世帯の早期発見や相談支援、就労支援をはじめとした総合的な支援を進めていき、教育・就労・社会参加の機会確保を図っていきます。	社会福祉課 高齢介護課 障害福祉課 こども課 教育総務課
【5】再犯防止・対策の推進	
罪を犯した人に対し、再犯防止と立ち直りを支えるための就労支援や適切な支援に速やかに結びつける仕組みづくりなど、関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。	社会福祉課

■それぞれの役割

市民	・日頃から近所で暮らしている方への配慮を行いましょう。
地域	・支援が必要な方を早期に発見し、必要な支援先へつなぎましょう。
行政	・権利擁護に関する相談窓口の充実に取り組みます。



(3) 利用者目線での福祉サービスの充実

■取り組みの方向性

子育てに携わっている人や高齢者、障害のある人等、福祉的な支援が必要な方々に対して、各種計画に基づきながら支援体制の整備を進めていきます。また、支援に携わる専門職の資質向上に向けた取り組みも並行して進め、提供サービスの質のさらなる向上を図っていきます。

■現状と課題

本市では今後も人口が減少していく中で、高齢化率は増加していくと予測されており、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯など、見守りが必要な方の増加に伴って増大していく高齢者の福祉ニーズへの対応が必要となっています。また、子育て家庭や障害のある人のいる家庭が地域の中で孤立し、様々な問題を抱え込むことのないよう、ともに生き、支え合えるよう、対応していくことが必要です。

引き続き、だれもが住み慣れた地域で生活できるよう、利用者本位の福祉サービス提供体制の整備を進めるとともに、職員の資質の向上、利用者の意見に対応する体制も必要となっています。

本市の地理的状況や高齢化の進行などを背景に、移動の問題等、公的なサービスのみでの対応が困難な事例もでてきています。こうしたニーズに対応できるよう、市民や各種関係団体、サービス提供事業者等と連携しながら、市民参加型によるきめ細かな支援体制を構築していくことも大切です。

■主な取り組み

取り組み内容	担当課
【1】福祉サービスの充実	
「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」「紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「紀の川市障害者基本計画」「紀の川市障害福祉計画・障害児福祉計画」「紀の川市健康増進計画」等に基づき、サービスの必要な方に対して、適切にサービスが提供できるよう、支援体制の整備を図ります。	健康推進課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会
【2】福祉専門職の資質の向上	
適切なサービス提供や相談支援を行うことができるよう、研修や講習会への参加を促進し、福祉専門職の資質の向上を図ります。	社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会

【3】 第三者評価制度の活用	
利用者本位の福祉サービス提供体制の実現を図るため、第三者評価事業の活用をサービス提供事業者に働きかけます。	高齢介護課 障害福祉課 こども課
【4】 個人情報保護への取り組み	
福祉サービス利用者等に関する個人情報の取り扱い、人権やプライバシーに十分注意を図りながら、サービスを提供します。	社会福祉課 高齢介護課 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会 総務課
【5】 市民参加型のサービス提供	
子育て中の保護者や子ども、高齢者や障害のある人が気軽に集えるサロン活動をはじめ、子どもの一時預かりや高齢者の移送サービス等、市民参加型による柔軟なサービス提供について検討するとともに、立ち上げに対する情報提供等の支援に努めます。	高齢介護課 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会
【6】 地域共生実現に向けた体制の検討	
子どもや高齢者、障害のある人等の区別なく、総合的な支援を実施するために、支援体制の構築に向けた検討を行います。	社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 障害福祉課 こども課 社会福祉協議会
【7】 サービスに対する意見に対応する体制の整備	
サービス内容等に関する意見や指摘を受け止め、意見や指摘への対応を図る窓口の普及啓発に務め、意見への対応やサービスの改善を図るための体制づくりを進めます。	社会福祉課 高齢介護課 障害福祉課 こども課

■それぞれの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ サロン活動に参加してみましょう。 ・ 福祉に関する情報を確認してみましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関する情報を発信しましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な福祉サービスの充実を図ります。 ・ 福祉に関する情報を発信していきます。

基本目標4

だれにとっても住みやすい まちづくり



(1) 安心して暮らせる防災・防犯環境の整備

■取り組みの方向性

災害発生時に円滑な避難及び救助を行うことができるよう、市民への情報提供や啓発を行いながら、災害時要援護者の把握を通じた高齢者や障害のある人の避難支援、自主防災組織の立ち上げの支援を行います。また、地域において安心して暮らすことができるよう、団体や企業、学校等と連携して防災訓練や研修を開催することで、新たな人材の発掘を図ります。

■現状と課題

近年、台風や大雨等による自然災害や、子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれるケースが増えてきており、市民の防災・防犯に対する関心は高まっています。一方で、地域でのつながりの希薄化に伴って、支援を必要とする人を見つける機能が低下している可能性がある中で、災害時要援護者登録者数が減少していることも課題としてあげられます。

いざという時に対応できる仕組みづくりが求められていることから、今後は、災害時要援護者登録者数の増加をめざし、災害発生時には、近くに住む人や各団体が連携しながら対応できるような関係の構築や活動の支援を行うことが必要となります。また、防犯対策についても、悪質商法等に対する予防や対策の充実を図ることが必要です。

■主な取り組み

取り組み内容	担当課
【1】災害時要援護者の把握	
災害時において支援が必要となる対象者を明らかにするとともに、民生委員・児童委員や地域の団体等と連携しながら、災害時要援護者の情報収集及び関係者間での情報共有体制を整備します。また、災害時要援護者への支援が地域防災計画の重要事項と定められていることから、地域防災計画との整合性を図ります。	高齢介護課 障害福祉課 危機管理消防課
【2】自主防災組織の立ち上げ支援	
自治区ごとにおける自主防災組織の立ち上げを支援し、いざというときに助け合える関係を築きます。	危機管理消防課
【3】地域防犯体制の充実	
団体・組織との連携を強化しながら、子どもの登下校時の声かけや見守り活動をはじめ、生活安全・暴力追放推進協議会等を通じて、防犯体制の充実を図ります。	危機管理消防課 教育総務課

【4】地域における防災意識の向上	
講習会の実施や防災に関する情報を提供することで、防災意識の向上を図ります。また、災害ボランティアセンターの周知や運営支援人材の育成、防災訓練を行うことで、災害時の行動規範の徹底を図ります。	危機管理消防課 社会福祉協議会
【5】防災・防犯に関する情報提供	
災害や地域での犯罪に関する緊急情報を、迅速に地域に知らせることができるよう、体制づくりに努め、避難所等に関する情報を提供します。	危機管理消防課 教育総務課
【6】防犯対策の充実	
子どもが巻き込まれる事件や高齢者などに対する悪徳商法を防止するため、啓発や情報提供に努めます。	危機管理消防課 商工労働課 教育総務課

■それぞれの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から、近隣への配慮を行いましょう。 ・自主防災組織に参加してみましょう。 ・緊急時に向けて、食料の備蓄や避難所の確認等の準備をしましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・自治区等を通じて自主防災組織を立ち上げましょう。 ・自主防災組織を通じて、防災訓練や防災研修等を行いましょう。 ・治安維持のために、見守り活動を行いましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者を把握します。 ・防災・防犯に関する情報を発信します。



(2) 便利で安全な交通環境の整備

■取り組みの方向性

高齢者や障害のある人をはじめとして、市内に住む方々が通院や買い物などの際に利用しやすい移動手段や交通手段の検討・確保・維持を図ります。また、子どもや子育て中の保護者、高齢者や障害のある人等、配慮が必要な方が外出したり、社会参加しやすい環境を整備するために、公共交通の利用環境の改善や、安全な交通環境の整備改善も進めていきます。

■現状と課題

子どもや子育て中の保護者、高齢者や障害のある人など、支援を必要とする人が外出したり、社会参加するためには、安心して歩ける歩道の整備や公共施設のバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりの推進が求められています。

また、市域の広い本市では、高齢者や障害のある人の移動手段や交通手段の確保・維持も大きな課題となっています。このような外出や交通手段に関する課題に対しては、公共交通とあわせ、団体や企業、地域住民との協働により、支援体制をつくっていくことが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、道路の整備や交通安全施設の計画的な整備を進めるとともに、高齢者や障害のある人等、だれもが自由に社会参加できるよう、利用しやすい移動手段、移動支援の充実に努めることが大切です。

■主な取り組み

取り組み内容	担当課
【1】交通手段の確保・維持	
高齢者をはじめとする市民の移動手段の確保・維持に向けて、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを構築し、利用しやすい地域巡回バス等の運行を検討します。	交通政策課
【2】事業者などとの連携による福祉のまちづくりの推進	
公共交通の利用環境の改善に向け、公共交通施設の改善や従業員の接客強化を事業者に働きかけます。また、交通事業者・地域等と協議を行い、地域に応じた交通モード（定時定路線型・デマンド型等）の検討を行います。	交通政策課
【3】生活道路の整備	
中心市街地や公共施設周辺等、市民の利用の多い道路や生活道路については、歩行者の安全性を確保する観点から、緊急性・経済性等を考慮しつつ、道路の新設改良等を計画的に進めます。	道路河川課
【4】交通安全施設の整備	
ガードレールやカーブミラー等、道路における交通安全施設の整備を計画的に進めます。	道路河川課

■それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に公共交通を利用しましょう。 市内の交通事情に関する情報や要望を伝えましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用啓発に努めましょう。 市内の交通事情に関する情報や要望を伝えましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を検討します。 市内道路や交通安全施設の整備・改善を行います。

(3) みんなが暮らしやすい生活環境の整備

■取り組みの方向性

高齢者や障害のある人等にとっても暮らしやすいまちとなるよう、すべての人にとって利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいて施設改善などのまちづくりを進めていきます。また、高齢者や障害のある人だけでなく、今後予想される外国人観光客や移住者にも配慮した情報バリアフリーの推進も図っていきます。

■現状と課題

公共施設だけでなく、多くの人が利用する民間施設についても整備を働きかけ、子どもや子育て中の保護者、高齢者や障害のある人など、支援を必要とする人に配慮し、だれもが利用しやすい施設の整備が求められています。

また、障害や加齢による身体等の機能低下があっても、個人の意見や尊厳に配慮し、自宅で快適に生活できるよう、個々の住宅への支援も重要となっています。今後もユニバーサルデザインに基づく市営住宅の整備をはじめ、住宅改修や、住宅に関する情報提供に努めることが大切です。

一方、住み慣れた地域で生活していくためには、ユニバーサルデザインに基づく公共施設や住宅等の整備・改修に加え、高齢者や障害のある人、さらには外国人などが生活するうえで必要な情報が得られるよう、情報のバリアフリー化を進めていく必要があります。こうした整備を進め、生活環境の観点からもだれもが住みやすい地域をつくっていくことが大切です。

■主な取り組み

取り組み内容	担当課
【1】情報バリアフリーの推進	
音声や動画等を活用した、高齢者や障害のある人にとってもわかりやすい情報提供の方法を検討します。また、ホームページは情報のバリアフリー化を進めるとともに、見やすさや内容の充実に努めます。	広報課 高齢介護課 障害福祉課
【2】ユニバーサルデザインに関する啓発の推進	
市民や企業等に対して、ユニバーサルデザインについての啓発を推進します。	広報課 高齢介護課 障害福祉課
【3】ユニバーサルデザインに基づく、公共施設等の改善	
市の公共施設をはじめ、民間の施設等に対しても、事業主の理解と協力を得ながら、ユニバーサルデザインに基づき、改善に努めます。	公共施設マネジメント課 都市計画課
【4】住宅環境の整備	
一人暮らし高齢者や障害のある人等が安心して生活できるよう、計画的な市営住宅の整備に努めるとともに、住宅改修をはじめ、情報提供や相談等による支援に努めます。	高齢介護課 障害福祉課 住宅政策課

■それぞれの役割

市民	・バリアフリーやユニバーサルデザインの理念について学びましょう。
地域	・バリアフリーやユニバーサルデザインの視点から、地域の環境について確認してみましょう。
行政	・公共施設等を、だれにとっても利用しやすいように整備します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の普及・啓発

地域福祉を推進するためには、基本理念などで示す紀の川市のめざす方向性について、地域活動の担い手である市民をはじめ様々な関係団体、社会福祉協議会、市が共通の理解・認識をもつことが大切です。そのため、広報紙やホームページ等を活用し、広く市民に本計画の普及とその取り組みの周知・啓発を行います。

2. 計画の推進及び評価・進行管理

本計画を推進していくためには、行政、市民、社会福祉協議会、関係団体等の協働が欠かせません。そのため、関係各課の相互の連携・調整を図り、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検、進行管理及び評価に努めます。

計画の進捗状況評価については、検証シートの各課配布や市民や関係団体、事業者等が参加する座談会、中間年度における計画の見直しなどを行いながら、常に課題の把握に努め、地域福祉の方向性や新規施策の検討に活用していきます。

3. 市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

住み慣れた地域で支え合い、助け合える社会を実現させるためには、行政の取り組みだけでなく、市民の地域福祉についての理解の促進や、身近なところからのふれ合いをきっかけとした地域活動への参加を図るなど、市民、社会福祉協議会、関係団体、関係機関等が、それぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むことが必要となります。

(1) 市民、団体・組織、NPO、ボランティアに期待される役割

市民には、地域福祉を担う一員だという自覚をもち自らが主体となって声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣住民同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められています。

また、団体・組織、NPOやボランティアには、相互連携や民生委員・児童委員との連携を通じて、地域課題の共有や活動内容の充実、サービスの多様化を図り、福祉ニーズに対応していくことが求められています。

(2) 民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人に様々な支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。

高齢者や単身世帯の増加、生活様式の変化に伴って多様化する様々な問題への適切な対応などを行うため、行政や社会福祉協議会、関係諸機関等と連携し、身近な地域における支援活動を継続して行っていくことがより一層期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、だれもが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げ、先導役としてけん引していくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

また、地域福祉活動計画を策定し、地域福祉計画と連携しながら、計画の推進を図ることが期待されます。

(4) 社会福祉事業者等に期待される役割

福祉サービス等を提供する社会福祉事業者については、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、地域の取り組みやほかの事業者や関係機関との連携などに取り組むことが求められています。また、福祉施設等は、ボランティア体験や世代を超えた様々な人との交流など、人材育成の場としての役割が求められています。さらに、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画などに努めることが求められています。

一方、民間企業等における事業者については、自らも地域社会の一員であることの自覚のもと、企業の社会的な責任を果たしながら、社会貢献活動などの実施や地域活動への参加促進に努めることなどが期待されています。

(5) 行政の役割

行政は市民の福祉の向上をめざし、地域住民や関係団体等の自主的な取り組みへの支援、福祉や地域に関する情報の発信、市民参加の機会拡充に努めるとともに、福祉施策を総合的に推進していく役割を担います。

行政の内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・防災・防犯・交通・住宅・環境等の他の分野に関係する関係各課との連携を図りながら、分野横断的な施策の推進に取り組めます。

4. 県及び国との連携

本市における地域福祉を効率的・効果的に推進していくため、情報交換を行うなど、和歌山県及び国と連携を図りながら、計画の推進を図ります。

1. 計画の策定過程

年月	内容
令和3（2021）年7月	【第1回作業部会】 ○市民アンケート調査項目の検討
令和3（2021）年8月	【第1回策定委員会】 ○市民アンケート調査項目の検討
令和3（2021）年10月～11月	○市民アンケート調査の実施
令和4（2022）年2月	【第2回作業部会】 ○市民アンケート調査結果の報告 ○前回計画の検証結果の報告
	【第2回策定委員会】 ○市民アンケート調査結果の報告 ○前回計画の検証結果の報告
令和4（2022）年6月	【第3回作業部会】 ○計画骨子案の検討
	【第3回策定委員会】 ○計画骨子案の検討
令和4（2022）年10月	【第4回作業部会】 ○団体アンケート調査結果の報告 ○計画素案の検討 ○パブリックコメントの概要説明
令和4（2022）年11月	【第4回策定委員会】 ○団体アンケート調査結果の報告 ○計画素案の検討 ○パブリックコメントの概要説明
令和4（2022）年12月～ 令和5（2023）年1月	○パブリックコメントの実施
令和5（2023）年1月	【第5回作業部会】 ○パブリックコメント結果の報告 ○計画案の最終検討
令和5（2023）年2月	【第5回策定委員会】 ○パブリックコメント結果の報告 ○計画案の承認

2. 「紀の川市附属機関の設置等に関する条例」及び「附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則」

(1) 紀の川市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

平成 31 年 3 月 26 日
条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、法令又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(附属機関の設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる期間を置く。

(執行機関への委任)

第 3 条 別表に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
紀の川市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づく紀の川市地域福祉計画の策定についての調査及び審議に関する事務

(2) 附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（抜粋）

平成 31 年 3 月 26 日
規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成 31 年紀の川市条例第 2 号）及び他の条例並びに法令により設置された附属機関の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 附属機関は、別表定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表委員の要件の欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、別表任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

(会長等)

第 3 条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置く。

- 2 会長等及び副会長等は、原則として委員の互選による。
- 3 会長等は、会務を総理する。
- 4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法律で定めのあるものを除くほか、会長等が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長等が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 附属機関の庶務は、別表所管課の欄に掲げる課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課
紀の川市地域福祉計画策定委員会	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 住民の代表 (3) 保健・医療関係者 (4) 市民団体を代表する者 (5) 社会福祉団体を代表する者 (6) 市職員 (7) 市長が必要と認める者	委嘱から 答申まで	社会福祉課

3. 紀の川市地域福祉計画策定委員名簿

◎委員長 ○副委員長 (敬称略、順不同)

	選出分野	所属団体	役職	氏名
1	学識経験者	和歌山大学	教授	◎金川 めぐみ
2	住民の代表	公募		岩佐 昌英
3	住民の代表	公募		伊藤 正吾
4	保健・医療関係者	那賀医師会	理事	土橋 一仁
5	保健・医療関係者	紀の川市 母子保健推進委員会	会長	名出 匡世
6	市民団体を代表する者	紀の川市 自治連絡協議会	会長	森 伸一 (令和4年6月27日まで)
				半田 雅巳 (令和4年6月28日から)
7	市民団体を代表する者	紀の川市消防団	団長	庄司 正幸
8	社会福祉団体を 代表する者	紀の川市 社会福祉協議会	副会長	○岡田 邦夫
9	社会福祉団体を 代表する者	紀の川市民生委員 児童委員連絡協議会	会長	國部 敏子 (令和5年1月3日まで)
				西 直紀 (令和5年1月4日から)
10	社会福祉団体を 代表する者	和歌山県 老人福祉施設協議会	副会長	松本 敦
11	社会福祉団体を 代表する者	紀の川市ボランティア 連絡協議会	副会長	土井 和子 (令和4年6月27日まで)
			会長	山中 環 (令和4年6月28日から)
12	社会福祉団体を 代表する者	紀の川市 身体障害者連盟	会長	川嶋 至
13	社会福祉団体を 代表する者	紀の川市 老人クラブ連合会	会長	門 眞一郎 (令和4年6月27日まで)
				坊 俊治 (令和4年6月28日から)
14	市職員	紀の川市福祉部	部長	若林 伸彦

4. 紀の川市地域福祉計画策定作業部会員名簿

令和3年度（4月1日から）

所属	職名	氏名
高齢介護課	主 事	畑中 佑允
地域包括支援センター	副主任	亀位 真由子
障害福祉課	副課長	山田 ゆかり
こども課	班 長	楠井 晶子
秘書広報課	副主査	森本 祥太
企画経営課	主 事	増田 智也
地域創生課	班 長	高月 良和
公共施設マネジメント課	主 任	野中 俊晋
人権施策推進課	主 任	佐野 まき
総務課	副主任	山西 宏季
危機管理消防課	主 事	中兀 成生
健康推進課	班 長	道端 隆広
農林振興課	副主査	金武 俊宏
商工労働課	主 事	北林 脩悟
道路河川課	副班長	岡 佳広
都市計画課	副主任	豊田 啓吾
教育総務課	主任指導主事	榎戸 多恵
生涯学習課	班 長	小西 晴久
社会福祉協議会	主 幹	松下 純子
社会福祉課（事務局）	課 長	嶋田 雅文
社会福祉課（事務局）	副課長	中川 佳洋子
社会福祉課（事務局）	主 任	山東 直史
社会福祉課（事務局）	主 事	音地 菜美

令和4年度（4月1日から）

所属	職名	氏名
高齢介護課	主任	日高 靖人
地域包括支援センター	副主任	亀位 真由子
障害福祉課	副課長	山田 ゆかり
こども課	班 長	阪本 育代
秘書広報課	副主査	森本 祥太
企画経営課	副主査	増田 智也
地域創生課	班 長	西川 洋一郎
公共施設マネジメント課	主 査	藤原 浩二
人権施策推進課	班 長	筒井 由香
総務課	主任	坂口 将基
危機管理消防課	主 事	中兀 成生
健康推進課	班 長	道端 隆広
農林振興課	班 長	中西 成幸
商工労働課	副主査	北山 裕土
道路河川課	副班長	岡 佳広
都市計画課	副主任	豊田 啓吾
教育総務課	班 長	北澤 健一
生涯学習課	班 長	小西 晴久
社会福祉協議会	主 幹	細溝 吉功 (令和4年11月30日まで)
	地域福祉課長	松下 純子 (令和4年12月1日から)
社会福祉課（事務局）	課 長	嶋田 雅文
社会福祉課（事務局）	専門監	壺井 幸江
社会福祉課（事務局）	主任	山東 直史

5. 用語説明

この項目では、本文中の言葉について解説しています。末尾の【 】内の数字は初出のページ番号を示しています。

【力行】

■基幹相談支援センター 【P15】

地域の相談支援の拠点として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障害のある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。

■健康寿命 【P3】

日常的・継続的な医療・介護に依存することなく、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。

■権利擁護 【P38】

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

■権利擁護センター 【P51】

生活困窮者の自立促進に必要となる情報提供や助言、各種申請等の支援を行う自立相談支援事業と、認知症高齢者及び知的障害や精神障害のある方等を対象に、財産管理や身上保護を中心とする権利擁護事業の提供を目的とする、紀の川市社会福祉協議会に設置している機関。

■子育て支援センター 【P15】

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援、家庭的保育を行う者への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う専門機関。

■子育て世代包括支援センター 【P15】

妊娠期から子育て期の様々な疑問・質問・相談に、相談員（助産師、保健師等）が対応する総合相談窓口。

■コミュニティ 【P2】

地域社会や共同体のこと。町や学区等、一定の地域基盤のもとに成立する共通の感情や意識をもった集まり。

■コミュニティバス（紀の川コミュニティバス） 【P16】

紀の川市西部地域（打田・桃山・貴志川の各地域）と岩出市の駅、公共施設、病院やスーパー等各施設を巡回するバス路線。紀の川市と岩出市が共同で運行を支援している。

【サ行】

■災害時要援護者 【P13】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援が必要な人たち。一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人などがあげられる。

本市では、災害時要援護者対策として、要介護認定3～5を受けている人、身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者、難病患者、その他家族構成等を考慮し必要とする人を登録対象として、災害時要援護者名簿を作成している。

なお、平成25(2013)年に災害対策基本法の一部改正に伴い、災害時等において自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難を行うために支援を必要とする人として「避難行動要支援者」が位置づけられたが、本計画では避難行動要支援者を包含した概念として災害時要援護者を位置づけている。

■災害ボランティアセンター 【P33】

災害時に被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点。センターの運営については、全国的に社会福祉協議会がその役割を担っている。

■シルバー人材センター 【P14】

定年退職後その他の健康な高齢者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供する業務を担う公益社団法人。

■自主防災組織 【P14】

大規模な災害が発生したとき、地域の住民が的確に行動し、被害を最小限にするために、地域住民により自主的に結成された組織。日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練等を行ったり、また、実際に地震が発生したときには、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営を行うなど、様々な役割を担っている。

■社会福祉協議会 【P2】

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進を目的として設置される非営利の民間組織。住民の地域福祉活動の支援、福祉・介護サービスの提供、地域における見守り活動の実施、福祉教育の推進等を担っている。

■社会福祉法 【P1】

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成12(2000)年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正された。

■身体障害者手帳 【P13】

視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、内部障害等がある人に対し、一定の基準に基づいて都道府県知事等が交付する手帳。状態に応じて1級から6級までの等級に区分され、数字が小さいほど重度障害として判断される。

■スクールサポーター 【P29】

通学時に子どもを犯罪や事故から守るため、地域住民ボランティアによる登下校時の子どもの見守りを行ってくれる人のこと（また、その見守り体制のこと）。

■生活困窮者 【P1】

生活保護には至らないが、収入や資産が少なく、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

■精神障害者保健福祉手帳 【P13】

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障害により、社会生活に支障がある人に対し、一定の基準に基づいて都道府県知事等が交付する手帳。状態に応じて1級から3級までの等級に区分され、数字が小さいほど重度障害として判断される。

■成年後見制度 【P32】

判断能力が十分でない高齢者や障害のある人の不利益を回避し、権利を保護するために平成12（2000）年4月から施行された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行等の援助を行う。

【夕行】

■第三者評価 【P32】

事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力などを評価すること。

■地域活動支援センター 【P16】

障害によって働くことが困難な方を対象として、日常生活上の相談や就労支援、センター内でのレクリエーション活動、地域住民とのふれ合いなどの日中活動をサポートする福祉施設。

■地域ケア会議 【P30】

地域の高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域において生活できるように支援することを目的として、研修や事例検討等を行う会議のこと。

本計画では、個別の事例に応じて、関係のある医師会をはじめ、専門職、民生委員・児童委員等が集まり、事例を検討する場として捉えている。

■地域サロン 【P44】

身近な地域で、市民やボランティア等が協働で企画・運営している仲間づくりの活動。高齢者や障害のある人、子育て中の人などの交流の場として活用されている。

■地域巡回バス 【P16】

路線バスとタクシーの間を埋めるために、紀の川市内の主要な公共施設や病院、鉄道駅等を巡回するバス路線。

■地域包括支援センター 【P15】

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護等を行う機関。センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が置かれ、専門性を活かして相互連携しながら業務にあたる。

■デマンド型 【P33】

自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯、乗車場所等の要望（デマンド）に応じてタクシー等を利用できる公共交通サービス。

【ナ行】

■ニーズ 【P1】

要望、要請、人の欲求のこと。

■認証NPO法人（NPO・NPO法人） 【P14】

住民が主体となって社会貢献活動・慈善活動を行う非営利団体・組織のこと。また、「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づき都道府県または国の承認を受けた団体をNPO法人（認証NPO法人）という。都道府県や政令市により一定の基準を満たしていると認定され、税制優遇措置を受けている場合は「認定NPO法人」となる。

■認知症カフェ 【P29】

地域で認知症の人とその家族の交流や相談の場として、または地域住民との交流の場ともなるような居場所を提供する活動。

■認知症サポーター 【P28】

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする応援者のことで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため厚生労働省が始めた取り組み。「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができる。

■ネットワーク 【P27】

組織網。つながり。網状の情報網。一般的には、同じ目的によってつながる網状の仕組み・組織をいう。

【ハ行】

■バリアフリー 【P34】

社会参加の障壁となる物理的な環境を改善し（段差の解消、手すりの設置など）、障害、年齢、性別に関係なくすべての人の社会参加を可能とすること。また、精神的な障壁がないことも含む。

【マ行】

■民生委員・児童委員 【P29】

民生委員法に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

【ヤ行】

■ヤングケアラー 【P41】

法定上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。

■要支援・要介護認定 【P12】

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者（市町村）が認定すること。保険者に認定申請を行ったのち、二段階の審査を経て要支援あるいは要介護と認定される。家事等の日常生活に支援が必要な状態が要支援、寝たきりや認知症等で常時介護が必要な状態が要介護であり、要支援は1と2、要介護は1～5に区分され、数字が大きいほど重度として認定される。

【ラ行】

■療育手帳 【P13】

知的障害と判定された人に対し、都道府県知事等が交付する手帳。状態に応じてA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

■隣保館 【P45】

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設。

第3次 紀の川市地域福祉計画

発行年月：令和5（2023）年3月

発行：和歌山県 紀の川市

編集：福祉部 社会福祉課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地

TEL：0736-77-2511（代表） FAX：0736-79-3926
